

子供たちの命を守るために



学校の危機管理マニュアル 作成の手引



文部科学省

学校の危機管理マニュアル作成の手引

目次

はじめに	P.1
------	-----

第1章 危機管理マニュアルについて

1-1 各学校における危機管理マニュアルの作成について	P.2
1-2 全体構成図	P.4

第2章 事前の危機管理

2-1 体制整備	P.6
2-2 点検	P.10
2-3 避難訓練	P.14
2-4 教職員研修	P.15
2-5 安全教育	P.16

第3章 個別の危機管理

3-1 事故等発生時の対応の基本	P.18
3-2 様々な事故への対応	P.21
3-3 不審者侵入への対応	P.24
3-4 登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応	P.32
3-5 交通事故への対応	P.34
3-6 気象災害への対応	P.36
3-7 地震・津波への対応	P.41
3-8 新たな危機事象への対応	P.42
3-9 幼稚園等における留意点	P.47
3-10 特別支援学校等における留意点	P.48
3-11 寄宿舍における留意点	P.49

第4章 事後の危機管理

4-1 事後の対応	P.50
4-2 心のケア	P.52
4-3 調査・検証・報告・再発防止等	P.53

あとがき	P.56
------	------

はじめに

学校における幼児・児童・生徒・学生(以下「児童生徒等」)の安全については、過去に発生した事故や事件、自然災害(以下「事故等」)を踏まえて様々な取組が行われてきており、平成21年に施行された学校保健安全法は、各学校において、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)の策定を義務付けるとともに、地域との関係機関との連携に努めることとしています。

文部科学省では、各学校における危機管理マニュアル作成の参考資料として、平成14年12月に「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成し、平成19年11月に、登下校時の犯罪被害への対応を追記した「学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために～」を作成するとともに、平成24年3月には、東日本大震災の教訓を踏まえた「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を作成しました。各学校・学校設置者においては、これらの参考資料や様々な安全上の課題への対応に係る通知等を踏まえて、各学校の実態に応じた危機管理マニュアルの作成と必要に応じた見直しに取り組んでいただいているところです。

本手引は、これらの参考資料を基に、近年の学校や児童生徒等を取り巻く様々な安全上の課題や、「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月)、「第2次学校安全の推進に関する計画」(平成29年3月閣議決定)等を踏まえ、大幅に追記して改訂し、作成したものです。様々な事故等や場面に応じて、対応の在り方や留意点等の基本的な内容を示したものであり、各学校においては、本手引を活用し、学校・地域の特性や実情に即した学校独自の危機管理マニュアルの作成・見直しをお願いします。

※大学を除く公立学校以外の学校においては、本資料中「教育委員会」とある部分は、適宜「国立大学法人」等の事務局と読み替えて適切に活用してください。

■ 本手引の構成

本手引では、危機管理を進める上で必要な項目を全体構成図としてP.4に示し、対応を大きく以下の三つに分けて記載しています。

- **事前の危機管理**(事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について)
- **個別の危機管理**(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について)
- **事後の危機管理**(緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について)

事前の危機管理や事後の危機管理では、様々な安全上の課題において共通する基本的な対応を整理しています。個別の危機管理では、初めに事故等発生時の基本的な対応手順を示した後、様々な安全上の課題について個別の対応(事故等発生時の対応の具体的な手順や当該事故等に特化した事前・事後の危機管理など、危機管理マニュアルを作成する上での留意点)を記載しています。

各学校においては、基本的な対応の流れを踏まえた上で、想定される危機事象に特化した内容を追加するなどして、独自の危機管理マニュアルを作成してください。

※地震・津波については、東日本大震災の教訓を踏まえて作成した「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を現行のまま活用することとし、本資料においてはP.41「第3章 3-7 地震・津波への対応」にその概要を掲載しています。

※事後の調査・検証・報告・再発防止等については、「学校事故対応に関する指針」に詳しくまとめているため、当該指針を参照することとし、本資料においてはP.53「第4章 4-3 調査・検証・報告・再発防止等」にその概要と特に留意すべき点を掲載しています。

【学校保健安全法】

危険等発生時対処要領の作成等

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

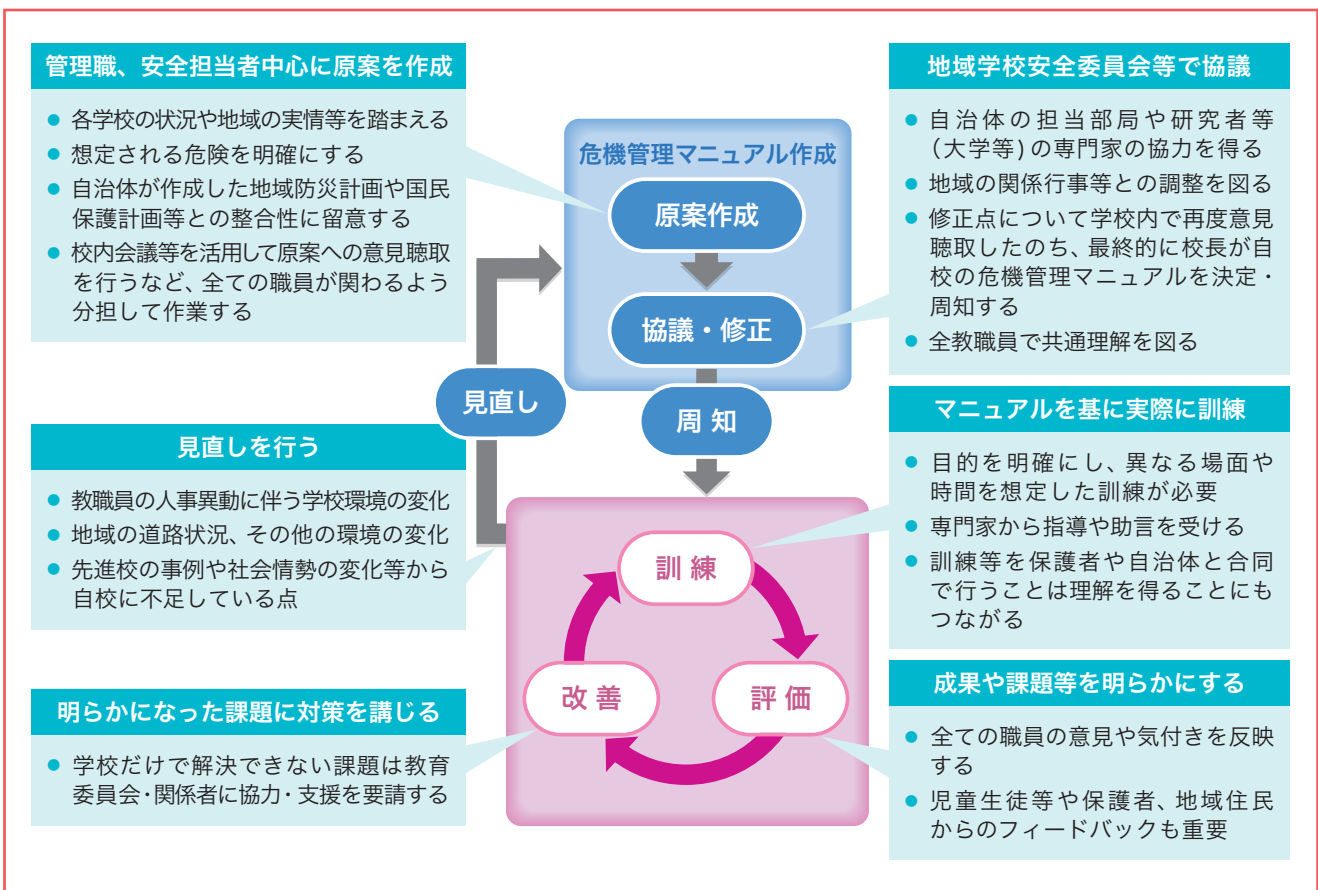
危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するものです。このため、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しをすることが必要です。あわせて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要です。

また、学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現などに応じて、柔軟に見直していかなければなりません。

1 学校における危機管理マニュアル作成・見直しの考え方・手順

危機管理マニュアルは、以下の手順も参考にしながら、各学校の実情を踏まえて作成します。また、一度作成した後も、訓練、評価、改善を繰り返して行くことが必要です。

<危機管理マニュアル作成・見直しの手順例>



<見直し・改善のポイント>

作成した学校独自の危機管理マニュアルは、実際に機能するかどうか訓練等を基に検証し、定期的に見直し・改善を行う必要があります。その際、次のポイントをチェックしながら、計画的に改善を図ると効果的です。

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 防災避難訓練、研修会等の図上訓練(卓上訓練)で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。

2 作成に当たってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに児童生徒等の生命や身体を守るかについて検討する。

(想定される危険等) ※学校の立地する環境や学校規模、児童生徒等の年齢や通学の状況を踏まえること。

- 日常的な学校管理下における事故等(体育や運動部活動での事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギーなど死亡や障害を伴う重篤な事故等)
- 犯罪被害(不審者侵入や略取誘拐など、通学・通園中を含め、児童生徒等の安全を脅かす犯罪被害)
- 交通事故(通学・通園中、校外活動中の交通事故)
- 災害(地震・津波や風水害などによる被害)
- その他の危機事象(学校に対する犯罪予告、弾道ミサイルの発射等)

※学校の立地等によっては、様々な法令により、避難訓練の実施や避難確保計画等の策定が義務付けられる場合があり、各法令等で必要とされている事項を危機管理マニュアルに反映させることが必要です。また、教育委員会を通じて担当部局とよく相談し、避難確保計画に代えて危機管理マニュアルを活用したり、避難確保計画と危機管理マニュアルを十分に関連付けたりするなど、工夫して対応するようにしてください。

- 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。

※危機管理マニュアルは、危機管理の三つの段階に応じて対応が必要な事項を具体的に検討し、作成してください。本手引は、その検討の際に活用してください。

※事故等の発生時は、行動中にマニュアルを見る時間的余裕はないことから、役割分担や対応の優先順位を考え、単純で分かりやすいマニュアルにしておくことが重要です。

※事後の危機管理においては、発生原因の究明や従来の安全対策の検証に加えて、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組が求められます。これらの対応の詳細は、「学校事故対応に関する指針」に詳しくまとまっていますので、参照してください。

- 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。

⇒(P.6 参照)

- 教育委員会等の学校の設置者は、各学校におけるマニュアルの作成・改善等について必要な指導助言を行い、体制整備や事故等発生時に必要に応じて学校をサポートする。

⇒(P.8 参照)

- 事後の危機管理においては、事故等の検証や児童生徒等・保護者への適切な対応等を実施するために、「学校事故対応に関する指針」を参考に危機管理マニュアルの見直し・改善を図る。

全体構成図

学校におけ

事前の危機管理 予防する

個別の危機管理

2-1

体制整備

P.6へ

2-2

点検

P.10へ

- 計画的な点検の実施
- 事故等情報を生かした点検
- 関係機関と連携した点検

2-3

避難訓練

P.14へ

- 目的を明確化した点検
- 地域関係機関等と連携した訓練

2-4

教職員研修

P.15へ

- 学校安全の中核となる教員の育成と校内研修の充実

2-5

安全教育

P.16へ

- 安全に関する資質・能力の育成
- 教育活動を通じた取組 (地域安全マップの作成)

実際の対応時は、マニュアルをの適切な判断と指示が必要です。理解しておくことが大切です。

緊急事態

3-1

事故等発生時の対応の基本

3-2

様々な事故への対応

3-3

不審者侵入への対応

3-4

登下校時の緊急事態(不審

3-5

交通事故への対応

3-6

気象災害への対応

3-7

地震・津波への対応

3-8

新たな危機事象への対応

- 幼稚園等における留意点
- 特別支援学校等における
- 寄宿舍における留意点

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ

る 危 機 管 理

命を守る

見る余裕はありませんが、教職員
事前に全教職員がしっかりと

の発生

P.18へ

P.21へ

P.24へ

者事案)への対応 P.32へ

P.34へ

P.36へ

P.41へ

P.42へ

3-9 P.47へ

留意点 3-10 P.48へ

3-11 P.49へ

事後の危機管理 復旧・復興する

4-1

事後の対応

P.50へ

- 児童生徒等の安否確認
- 引渡しと待機
- 教育活動の継続

4-2

心のケア

P.52へ

- 健康観察によるストレス症状等の把握と対応

4-3

調査・検証・報告・再発防止等

P.53へ

- 調査による原因究明
- 調査結果に基づく再発防止策
- 保護者等への丁寧な説明と継続的な支援

起こるか分からない事故等にきちんと備えることが重要です。

体制整備

学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし（外部機関に相談することも考えられます。）、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要があります。特に、危険等発生時の体制整備は、児童生徒等の生命や身体を守るために最も重要な部分であり、教職員等の役割分担及び情報収集・伝達方法など、全教職員の理解を図り、各自の適切な行動に結びつけられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められます。

1 学校における体制整備

児童生徒等の安全確保のためには、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教員の役割の明確化や、その者に対する研修等を充実するとともに、教職員全体で学校安全に取り組む組織づくりを進めることが必要です。

危険等発生時及び事後には、全教職員が各学校の危機管理マニュアルに基づき、それぞれ役割を分担し、児童生徒等の安全確保及び応急手当、心のケア等を実施しなければなりません。このため、危機管理マニュアルの作成・改善に当たっては、教職員の役割分担と責任を明確にした上で、危機管理等に関する校内組織において検討・意見聴取を行うとともに、全教職員に周知する必要があります。その際、特別な支援を必要とする児童生徒等への配慮事項等についても全教職員で共通理解を図っておくことも必要です。

なお、想定される危険等が多岐にわたることが考えられることから、例えば、防災関係の体制整備を基に、共通する内容と危険等に応じた内容に分けて体制を整備することも考えられます。

また、危機管理マニュアルの策定・改善、避難訓練等の企画・調整・評価や安全に関する情報や話題を教職員等へ提供するなど、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いが進められるようし、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚が図られるようにすることが大切です。

2 家庭・地域・関係機関等との連携

【1】連携を図った安全対策の推進

学校だけでは、児童生徒等の安全を守ることはできません。学校、家庭、地域、関係機関等が、連携・協働に係る体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要です。

連携体制づくりについては、例えば、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員^{*1}と連携して地域学校協働活動^{*2}を推進すること等により、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うことや、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことが必要です。このとき、協議会等の合同設置や、ほかの委員会など既存の組織を活用することなどにより、効率的かつ効果的な体制整備が可能です。

地域特性等を適切に理解して安全教育・安全管理を行うためには、専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体、民間事業者や自治体の関係部局等と連携して、効果的な取組を進めていくことが重要です。

このとき、危機管理マニュアルや学校安全計画の作成・見直しについて、意見・助言を聴取することが考えられます。さらに、作成した危機管理マニュアルや学校安全計画を、保護者や地域住民に周知して協力体制を整備することや学校の安全教育・安全管理の方針を具体的に共有することが必要です。

また、こうした連携・協働の取組も踏まえつつ、地域人材や外部専門家等を活用した学校安全に係る人的体制を充実する取組を今後とも進めることが必要です。

【2】地域の住民やボランティア等との連携方策について

地域の住民や児童生徒等の安全を守るために主体的に活動している様々なボランティア団体等の活動は、「事故等を未然に防ぐ日常的な取組」と「事故等が発生した場合の取組」の二つに大別され、前者では主に防犯パトロール活動、危険な場所の点検、防犯広報活動など、後者としては「子供110番の家」の活動や事故等発生時の通報などが行われています。学校は、児童生徒等の安全確保について、これらのボランティア団体等と連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。

その際、地域の実情に応じて、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員と連携して地域学校協働活動を推進すること等が考えられますが、このほかにも、地域のボランティアとの個別の連携や地域学校安全委員会等を通じた連携体制づくりについて、必要に応じて教育委員会の支援を受けながら進めていくことが必要です。

(ボランティア等との連携のポイント)

- 地域のボランティア、地域の関係機関、ボランティア団体との連絡調整を行う地域学校協働活動推進員等に対応する担当者(地域連携担当教職員)を決めておく。
- 電子メールの活用など、緊急事態の発生連絡を受けた場合のボランティア団体との連携方法について定め、地域学校協働活動推進員やボランティア団体とも共有しておく。
- ボランティア団体等から得た地域における不審者情報は記録しておき、教職員に周知するとともに、状況に応じて警察・教育委員会に通報する。また、学校で有している情報は、適宜、ボランティア団体に提供する。
- 地域学校安全委員会、学校警察連絡協議会、コミュニティ・スクールでの議論や地域学校協働活動等の機会を通じて、関係機関及びボランティア団体等と連携を密にすることも考えられる。

※平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが、不審者情報の迅速な通報など非常時に児童生徒等の命や安全を守ることに繋がります。また、通学路では、事故等からの避難の呼び掛け等を悪用して、犯罪被害が起きる可能性もあることから、普段から顔の見える関係を築くことが重要です。

連携を図った学校安全対策例



学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員と連携して地域学校協働活動を推進することも考えられます。

3 教育委員会の役割

教育委員会は、事故等発生時に十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保障する責務があります。また、緊急時に迅速・的確に対応するためには、学校の避難訓練等に合わせ、教育委員会としても訓練を積み重ねておくことも大切です。

さらに、学校には、災害関係の法令等において避難訓練の実施や避難確保計画の策定等が義務付けられているとともに、地域の防災計画や国民保護計画など地域の一員として対応を検討すべき安全上の課題も存在します。こうした課題等への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、教育委員会が積極的に関係部局や関係機関等と連携を図り、学校を支援することが大切です。

家庭・地域・関係機関等と学校との連携体制づくりに関しては、例えば、学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動推進員の委嘱等による地域学校協働活動の推進により、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うことや、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことが必要です。このとき、教育委員会はこうした体制整備等について、中心となって取り組むことが望まれます。

【ポイント】

- (1) 教育委員会は、各学校の危機管理体制や安全確保の対策等について、定期的の実態を把握し、指導・助言を行う。
- (2) 教育委員会は、事故、自然災害、不審者の侵入事件や登下校中の緊急事態発生時などに迅速・的確に対応できる体制の整備を図る。
 - 教育委員会内の危機管理体制の整備
 - 関係部局や関係機関等と連携を図った支援体制の整備
 - 家庭・地域との連携・協働体制の整備
 - 学校や幼稚園・保育所等との情報収集・提供体制の整備
- (3) 教育委員会は、安全確保のため、施設設備等の整備充実等に努める。

※学校保健安全法において「学校においては」とされている部分については、これらの措置の実施を全て学校長その他の教職員のみの責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものであるとされています。また、学校の設置者においては、同法第26条の規定に基づき、その設置する学校が学校保健安全法の規定に基づいて実施すべき各種の措置を円滑に実施することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

※放課後や土曜日等に学校施設を活用して放課後子供教室等を実施する場合には、学校の危機管理マニュアルや危機管理体制・安全確保の対策等について地域のボランティア等と情報共有を行うなど連携をとることが考えられます。特に、下校中に事故等が発生した場合の安否確認や不審者事案への対応に備えて、十分な連携体制をとっておくことが望ましいです。

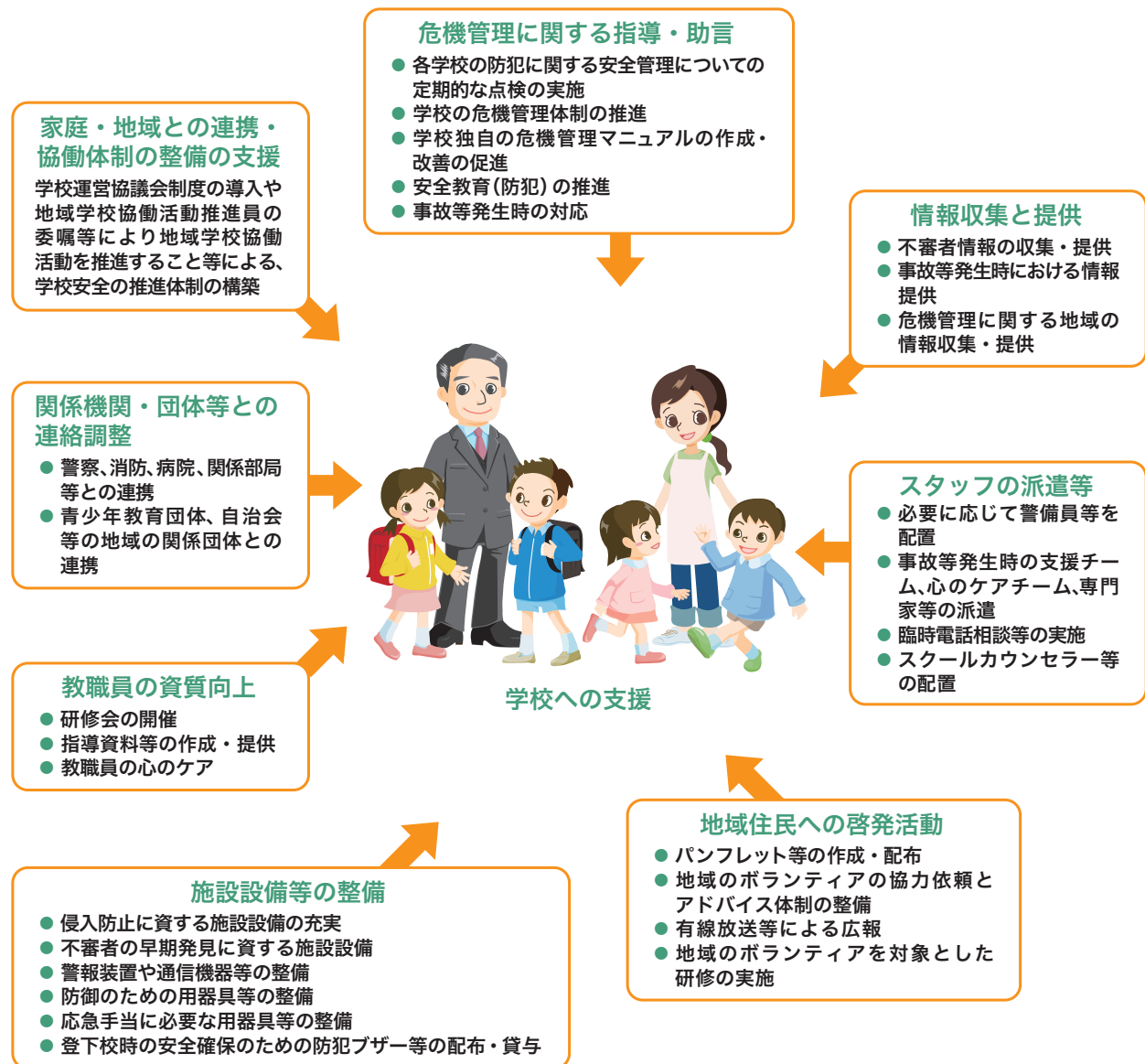
通学路の安全確保について

通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものですが、各学校では、学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画に基づき、児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされています。

これまで、学校と家庭・地域等との連携・協働の中で、警備員の配置や地域の学校安全ボランティア（スクールガード）等による巡回・警備及びスクールガード・リーダーによる指導など、地域人材や外部専門家等を活用した通学路の安全確保の取組が進められてきました。また、地域の防犯の観点では、防犯ボランティアによるパトロール活動や「子供110番の家」の活動、警察OB等によるスクールサポーターなど様々な取組が行われています。

通学路における安全確保を効果的に行うためには、学校のみで対応するのではなく、教育委員会等が中心となって、自治体単位の防犯の取組等とも十分に連携し、広域的な対応検討の場の設置や、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部等の仕組みを活用するなどして、学校と関係機関・家庭・地域との連携を一層強化する体制を構築することが望まれます。

学校安全に関する教育委員会の学校への支援例



※1 地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。地域のボランティアの窓口・コーディネーター。社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会が委嘱することができる。

※2 より多くのより幅広い層の地域住民等の参画により、地域全体で児童生徒等の成長を支え、地域を創生するため、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。

学校内の施設設備・器具及び通学路の安全を点検することは、児童生徒等が事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な危機管理の一つです。登下校を含めた学校生活の環境内にある危険箇所を「抽出」「分析」「管理」する取組を、PDCAサイクルに基づき組織的に進めていきます。

学校保健安全法施行規則において「毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。」(第28条(抜粋))「設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。」(第29条(抜粋))とされています。

1 危険箇所の抽出

下の3種類の情報を参考にして、事故等の発生可能性が高い箇所を抽出していきます。

【1】教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報

校内でけがをした場所、通学中にヒヤリハットを経験した場所など、教職員、児童生徒等、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、地図上に印していきます。多くの児童生徒等がけがをしている場所、重大事故に発展した可能性がある場所などを把握し、重点的に対策を講じる箇所を絞り込んでいきます。

【2】過去の事故等の発生に関する情報

過去に、声掛け事案が発生した箇所、大雨で水路が氾濫した箇所などは、客観的な事実として記録し、重点的な危険箇所に含めます。また保健室のデータを定期的に分析し、児童生徒等がけがをした場所を集計することも、対策を講じる上で重要な情報源となります。

【3】事故等の発生条件に関する情報

事故等の発生には、典型的な環境条件が存在します。ハザードマップや下の点検の視点などを参考にして、学校施設内及び通学環境内における、事故等と結びつく環境条件を見いだすなど、定期的・臨時的・日常的に点検を行います。

また、不審物等がないかも日常的に点検しておくことも重要です。

施設・設備の点検例

防犯の視点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不審者侵入防止用の設備 <input type="checkbox"/> 警報装置、監視システム、通報機器等の作動 <input type="checkbox"/> 避難経路の複数確保 <input type="checkbox"/> 出入口の施錠状態 <input type="checkbox"/> 通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など) 	交通安全の視点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 歩道や路側帯の整備状態 <input type="checkbox"/> 車との側方間隔 <input type="checkbox"/> 車の走行スピード <input type="checkbox"/> 右左折車両のある交差点 <input type="checkbox"/> 見通しの悪い交差点 <input type="checkbox"/> 沿道施設の出入口 <input type="checkbox"/> 渋滞車両・駐車車両の存在 	防災の視点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 <input type="checkbox"/> 書棚・家具等の壁・床への固定 <input type="checkbox"/> 警報装置や情報機器等の作動 <input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/> 通学路にある災害発生条件(土砂災害、洪水など) <input type="checkbox"/> 遊具等の劣化 	校内事故防止の視点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 <input type="checkbox"/> 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 <input type="checkbox"/> 窓・バルコニーの手すりなどの点検 <input type="checkbox"/> エレベーター・防火シャッターなどの点検
--	--	--	---

2 危険箇所の分析

抽出された危険箇所を分析することで、発生し得る事故等を具体化し、問題となる環境条件を特定します。

【1】複数の目による客観的な分析

関係者と合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を視察し分析します。必要に応じて、専門家の協力を求め、より詳細で客観的な分析を行います。もし事故等が発生したならば、児童生徒等にどのような被害が生じるのかを具体化します。過去の事故等の発生箇所については、発生要因・誘発要因となった環境条件を

特定していきます。

避難が必要になった際に、大勢での移動や車椅子等での移動が必要な場合も想定して、避難経路となり得るか、避難経路となった場合どのような点に留意すべきか等の視点からも検討しておくことが大切です。

【2】児童生徒等の行動を分析

事故等の多くは、児童生徒等の行動特性と連動して発生します。校内・通学路上の危険箇所において、児童生徒等がどのように振る舞っているのかを観察し、想定される事故等発生イメージを具体化します。特に、通学路に関しては、登下校の時間帯に、児童生徒等の通行の様子を観察することで、改善すべき環境条件と、指導上の課題を見いだしていきます。

【3】児童生徒等による調査

児童生徒等による危険箇所の分析は、児童生徒等の視点からの問題把握、及び児童生徒等自身の安全学習にもつながり有用です。児童生徒等からヒヤリハット経験等の情報を収集し、地域安全マップを作成した後、保護者や地域関係者と意見交換する方法も有効です。

3 危険箇所の管理と組織体制

【1】物理的対策と人による対策

危険箇所の抽出と分析を通して、対策のための基礎資料が得られた後は、具体的な改善案を提案していきます。対策には、物理的に環境を改善する方法（転落防止の防護柵の設置、路側帯の拡幅とカラー舗装、緊急地震速報受信機・防犯カメラの設置など）と、人による安全確保の方法（スクールガード等の見守り活動、児童生徒等への指導など）があります。

【2】協議会・委員会による組織的な取組の推進

対応策の実施には予算を伴うものが多く、また専門家や関係者からの協力を得る必要があります。そのため、教育委員会や学校は、通学路安全推進協議会、地域学校安全委員会、学校安全委員会などの学校安全推進のための協議会等において、危険箇所の抽出・分析・管理の活動や定期的な点検、学校安全に関する取組についての協議を、学校・家庭・地域が一体となって組織的に推進することが望めます。このとき、必要に応じて、合同の協議会等を設置すること、地域学校協働本部やほかの委員会などの既存の組織を活用することにより、効率的かつ効果的な体制整備が可能です。

【3】事故等情報の共有

学校の事故等に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」から、自校で起きた過去の事例を閲覧することが可能であり、他校の死亡・障害事例に関しては、一般公開されている「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」(冊子)等から事例を閲覧することが可能です。

各学校では、事故等の事例を把握するだけでなく、自校の環境に置き換え、同様の事故等が発生しないよう、危機管理に努める必要があります。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」



<https://www.jpnsport.go.jp/enzen/>

こんな情報が取り出せます。

『学校の管理下の災害』 (日本スポーツ振興センター・ 毎年発行)



4 具体的な点検例

安全点検は学校環境の特性や、児童生徒等の状況に応じて、様々な視点で行う必要がありますが、ここでは一例として、「転落防止」及び「遊具」について記載します。

【転落防止】

学校における転落事故防止のための安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要です。

事故情報の共有

- 安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進めることが重要です。

学校の現状把握

- 学校環境を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び設計者等関係者の共通理解を継続的に図っていくことが重要です。
- 法令に基づき、教職員及び専門家等による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び補修等を行うことが重要です。その際、児童生徒等及び保護者が参画することは、多様な視点で安全点検を行う上で有効です。

安全指導の充実

- フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の施錠や立入禁止の指導を行うなど、適切な対策を講じることが重要です。
- 窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導を行うことが重要です。
- 教職員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒等が自ら安全に行動することができる資質能力をはぐくむことが重要です。

施設面の配慮

- 児童生徒等の目線に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要です。
- 安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮と教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要です。

◎個別事項

窓（転落のおそれがあるもの）

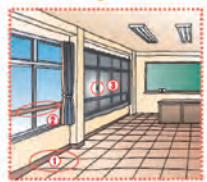
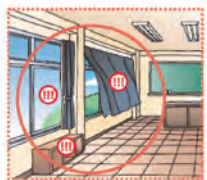
★扉の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。

★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

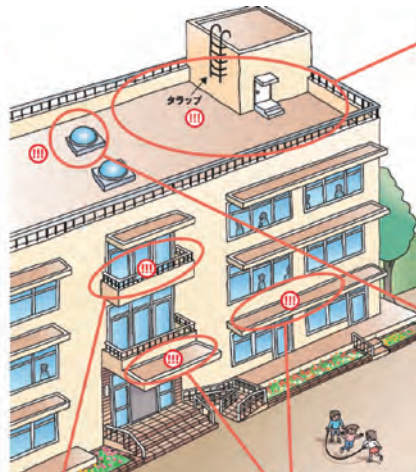
★窓下に足掛りとなるものは設置しません。

★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。

★暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。



- ①足掛りとなるものを設置しない
- ②手すりの設置を検討する（新たな危険箇所とらないようにする）
- ③暗幕使用時は窓の開閉状況に注意する



屋上

★屋上への出入口は必要に応じて施錠します。

★十分安全な手すりや防護フェンス等を設けます。

★クラブについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



屋上で行われる活動から離れた転落防止策例

天窓（トップライト）

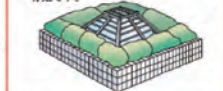
★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。

★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



防護柵イメージ 防護ネットイメージ

★天窓に近づきにくい状況を作ることも有効です。



天窓を覆い周辺に柵を配置した一例

★子どもたちが近づく可能性の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

バルコニー等

★十分安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。

★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

庇

★日ごころの指導や処置的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。

★庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

その他

★人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。

【遊具】

学校の遊具における事故については、転落防止と同様にソフト面、ハード面での取組が重要ですが、特に、実際に遊具を利用する児童生徒等の目線で点検を行うことが重要です。また、必要に応じて、外部の専門事業者等による点検を実施することも大切です。

点検・管理のポイント

遊具点検10か条

〔日頃からの管理〕

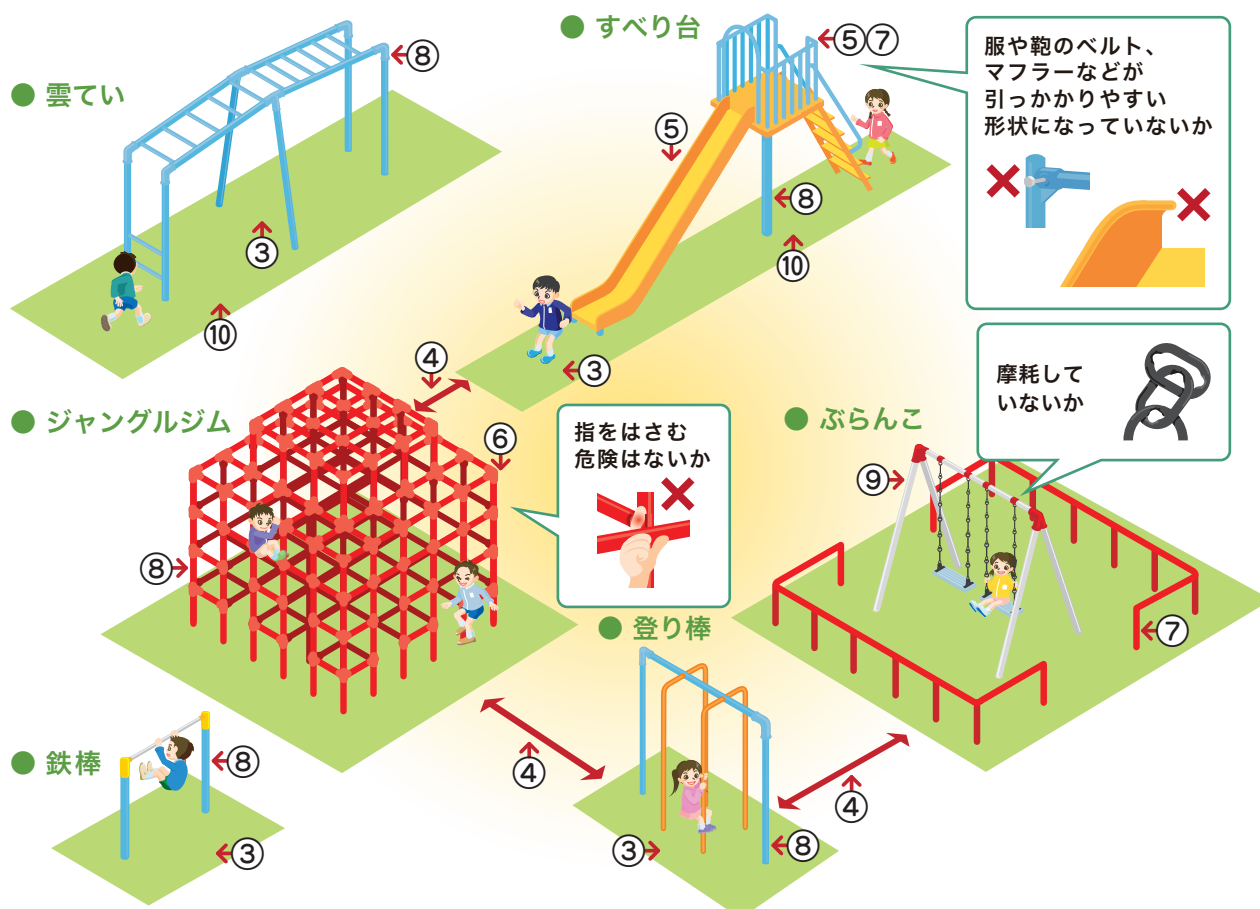
- ① 点検は定期的・継続的・組織的に行っていますか。(毎日・毎週・毎月・毎年)
- ② 遊具の使用方法、危険箇所を発見したときの対処方法、事故が起きた場合の対応はマニュアル化され、かつ共通理解が図られていますか。

〔設計・製造・設置段階〕

- ③ 遊具の設置面が固かったり、周囲に他の施設等はありませんか。^{※1}
- ④ 他の遊具との間隔は十分ですか。見通しの良い場になっていますか。^{※2}
- ⑤ 遊具に引っかかりや絡まりを起こす部分はありませんか。
- ⑥ 遊具に身体の一部が挟み込みを起こす部分はありませんか。^{※3}
- ⑦ 落下防止柵、境界柵がありますか。^{※4}

〔維持管理段階〕

- ⑧ ぐらつきや腐食(錆)、腐朽はありませんか。
- ⑨ 極端なすり減り(磨耗)や部材の欠損はありませんか。
- ⑩ 遊具の周りに危険なものはありますか。(石、ガラス、木の根、地面の凸凹等)



- ※1 アスファルト、コンクリートなどの固い設置面は遊び場として不適切。側溝、縁石などの施設も、遊具の周囲1.8m以内でないこと。
 ※2 遊具と遊具の間隔は、2.7m以上とすること。(ただし、すべり台の前方向に置く場合は3.8m以上必要。)
 ※3 遊具の部材間やはしごなどに10cm以上23cm以下の隙間がないこと。児童生徒等の胴体がすり抜け、頭部が引っかかる可能性があるため危険です。また、8mm以上25mm以下の隙間も指が入り、抜けにくいいため危険です。
 ※4 遊具事故で多いのが落下と衝突です。不用意な落下や、動線交差による衝突が起きないように注意すること。
- 参考(日本公園施設業協会：遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014より)

(「学校における固定遊具による事故防止対策」調査研究報告書(独立行政法人日本スポーツ振興センター)一部改変)

避難訓練は、危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うとともに、児童生徒等が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的として実施します。

1 目的を明確にした避難訓練

【1】避難の目的と危険等の認識

「避難行動」は、数秒から数分、数時間後に発生するおそれのある危険等から「命を守るための行動」です。学校は、児童生徒等の生命や身体を守る点から、どのような危険等が生命や身体を脅かすことになるのかを考え、次の事項についてできる限り事前に明確にしておく必要があります。

- どのような危険等があるのか、何から避難するのか
- それぞれの危険等に対して、どのような避難行動をとればよいか
- どの時機で避難行動をとることが望ましいか

【2】危険等発生時の避難計画

危険等発生時の避難行動は、危険等の種類、規模等やそれぞれの個人の特性や置かれた状況によって変わります。避難行動を、「難を逃れるための安全確保行動」とすると、空間的な分類から「その場に留まる(待避)」「垂直に移動する(垂直移動)」「水平に移動する(水平移動)」が考えられます。よって、実際に危険等発生時には、これらの点を踏まえ、どのような行動すればよいか事前に検討しておくことが重要です。また、二次災害を想定した避難行動においても、同様に考えておく必要があります。

また、危険等発生時、学校は対策本部等を設け、全教職員が情報収集、避難誘導、救護などの役割分担に応じて対応し、児童生徒等の生命や身体を守らなければなりません。そして、その対応が適切に行われるためには、危機管理マニュアルを事前に作成し、全教職員の共通理解を図っておく必要があります。

特に、学校環境やその周辺の地形や地質などの特性、各自治体が作成したハザードマップ等を基に、個別具体的に避難場所、避難経路を設定し、避難計画を立て、危機管理マニュアルに位置付けておくことが必要です。

【3】避難訓練の留意点

- 訓練の内容は、想定される危険等によって異なりますが、火災を想定した訓練のみに偏らないようにします。
- 実施の時期や回数は、法の規定及び児童生徒等の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節やほかの安全に関する指導との関連などを考慮して適切に設定します。
- 訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中等、児童生徒等が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、遠足(旅行)や集団宿泊訓練等の際の宿舍や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮します。また、事故等の発生時間や場所に変化をもたせ、安全に対処できるようにします。
- 訓練が、形式的、表面的にならないように、実践的な方法になるよう工夫します。
- けが等により自力で避難ができない児童生徒等がいる場合も想定し、避難方法や経路などを検証します。(例えば、車椅子が通れる経路の確保など。)

2 地域の関係機関等と連携した訓練

児童生徒等が学校にいるときに、想定される危険等に応じて訓練を行いますが、学校だけで実施するのではなく、各地域の警察署・各地域の消防署等と連携し、訓練の充実を図ったり、専門家の評価により、訓練の検証、危機管理マニュアルの点検、改善につなげたりすることが大切です。

また、大規模な自然災害等の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練を実施することも考えられます。さらに、近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効です。

なお、事故等発生時に児童生徒等だけで登下校が難しい場合には、児童生徒等の登下校の安全確保を図るため、保護者の引率による集団登下校や保護者への引渡しを行うことが考えられます。事前に、学校における登下校の安全確保策や児童生徒等の保護者への引渡しについても、引渡し方法、引渡し場所などを保護者や地域の安全ボランティア団体等に周知し、緊急連絡体制を確立するなどして訓練を行うことも児童生徒等の安全確保には有効です。

2-4

教職員研修

教職員は、危険等から児童生徒等の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた確かな判断や行動が求められます。学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全に関する自らの意識や対応能力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められます。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要があります。

1 学校安全の中核となる教員の養成と研修体制

国において各地域(都道府県等)で講師となる学校安全の中核となる教員を養成することを目的として実施している「学校安全指導者養成研修」(独立行政法人教職員支援機構)や、各地域において地域の実情を踏まえた内容や方法で実施される各種研修では、学校安全に関する様々な情報が提供されています。

こうした研修で提供される最新の情報を十分に伝達・活用し、全ての教職員が、学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという強い意識を持つとともに、児童生徒等の健康と安全を守る上で必要なことや、児童生徒等に対する指導内容・方法等に係る基本的な知識・技能を身に付けておかなければなりません。

2 最新の情報を取り入れた校内研修の充実

各学校においては、学校安全計画に教職員の研修を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが求められます。その際、上記の研修で提供された最新の情報を全教職員が共有できるよう、校務分掌中に学校安全の中核となる教員を位置付け、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要です。

【研修内容の例】

- 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- 事故等発生時の対応訓練(被害児童生徒等及び保護者への対応を含む)
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- エピペン®の使用法を含むアレルギーへの対応に関すること
- 校内の事故統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した安全な環境の整備に関すること
- 児童生徒等に対する安全教育に関すること(身に付けさせる安全に関する資質・能力、安全教育の教育課程への位置付け、教科等における指導内容や教材等に関する共通理解等)
- 児童生徒等の心のケアに関すること 等

【教職員研修資料(DVD)を活用した研修(例)】

限られた時間の中で教職員全体の安全に関する資質の向上を図るためには、例えば、各学校に配布されている教職員用研修資料DVD「子ども(生徒)を事件・事故災害から守るためにできることは」(文部科学省)等も活用し、実際の場面を想定しながら知識・技能を身に付けることが有効です。

その際、研修の内容に応じて、大学等の有識者、警察や消防等の専門機関の指導助言を取り入れることが重要です。

【DVDの視聴】

AEDを用いた心肺蘇生法等の応急手当



研修内容に応じたテーマを選択

【研修「プールでの事故⇒応急手当」】

実際の場面を想定し役割に応じた行動を確認



【振り返りと課題の共有】

危機管理マニュアルの確認



AEDは機種によって操作方法が異なる場合があるため、研修の際に自校のAEDの操作方法を必ず確認することが重要

児童生徒等の安全を確保するためには、施設・設備の安全点検等の安全管理を徹底することのみならず、児童生徒等自身が、危険を予測し、自ら回避することができるような安全教育が非常に大切です。全ての学校において、避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じた安全教育が求められます。

1 危険予測・危険回避能力の育成

登下校中や休日など児童生徒等しかいない場合に危険等に遭遇する場合があります。その際、児童生徒等自身が、どんな危険が潜んでいるか気づき、その危険がどんな事故等を招くのかを予想し、その事故等を避けるためにどのように対応をするかなど、危険を予測し、自ら回避することが必要です。安全教育では、いかなる状況下でも児童生徒等が自ら考えて判断できる能力を育てていかなければなりません。

例えば、火山噴火や津波、大雪など地域特有の自然災害等に対しては、現在住む地域だけでなく、滞在先や転居先等の新しい環境においても、周囲の事故等に関する情報を収集し安全な行動をとることができるような、安全に対する姿勢を育てておくことが大切です。

こうした指導に際しては、文部科学省で配布している様々な教材をはじめ、各地域で作成されている資料等も活用しながら、具体的な場面に即して考えさせる活動や体験的な活動を関連させながら児童生徒等の危険予測・回避能力を育成することが大切です。

【安全に関する教材例】 小学校用DVD『安全に通学しよう ～自分で身を守る、みんなで守る～』文部科学省

① 『こんなとき、どうしますか?』(防犯)



車から降りてきた人につきまとわれたとき

② 『どんな危ないことがありますか?』(交通安全)



登下校中の場面を基に、危険に気づき、回避するために必要な行動を考える学習を行うことができるようになっています。学習したことを基に日々の登下校時等実践し、定期的に自らの行動を振り返る等の学習を繰り返すことによって実践力を高めていくことが大切です。

2 教育活動全体を通じた安全教育

各学校は、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、安全に関する資質・能力と、各教科等の内容や教育課程全体とのつながりや学校種間の系統性について整理し教育課程を編成することが重要です。具体的には、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められます。

3 地域の人材・資源の活用

児童生徒等に対する安全教育を実施する上で、学校の資源には限りがあることから、学校の中だけに留まらず、より効果的な実践を図るために人的資源、教材や学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要があります。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫することが大切です。

【地域と連携した事例】

- (1) 学校で行う安全教育や訓練に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
- (2) 地域にある安全に関する施設(防災館等)を教材として活用する。
- (3) 地域の地形・地質・環境・過去の災害等を教材として活用する。
- (4) 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり体験したりする。
- (5) 地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力(自助)や地域の方々等との助け合いの精神(共助)を育てる。

安全教育の事例「通学路安全マップの作成」

地域の防犯、防災、交通安全に係る安全マップづくりは、児童生徒等自身に周囲の環境における危険箇所の確認や危険予測を行わせたり、具体的な行動を考えさせたりする上で有効です。また、地域の歴史や自然環境を学ぶための活動を関連させることにより、児童生徒等が地域を様々な観点から理解することにも役立つものです。このため、安全教育の観点はもとより、教科等の目標と関連付けた地域学習の一環として位置付けるなどの工夫も必要です。

<通学路安全マップ作成Q & A>

Q1 どのような機会に作成・活用すればよいですか？

「例えば、生活科、総合的な学習の時間や特別活動などが考えられます。」

- 通学路の安全について考える学習
- グループごとに地域の課題を考え、まとめ、発表する学習
- 事故等から身を守り安全に行動するための学習 等

Q2 どのように情報を収集すればよいですか？

「実際に現場を見て情報を収集することで、児童生徒等の気付きや主体性を促せます。」

- 児童生徒等がグループで、親子一緒になど、ねらいと発達段階等を考慮
- 地域、ボランティア、警察の方々等の意見や情報も活用
- 交通安全など活動時の安全を配慮

Q3 どこを通学路安全マップの作成範囲にすればよいですか？

「まず、自分の通学路の周辺から始め、児童生徒等の発達段階、地域の実情、学習のねらい等を考えて決めましょう。」

Q4 どのような作成の形式や方法がありますか？

「書き込みスペースを考慮し、作成方法には多様な工夫を取り入れましょう。」

- 実際の地図等を利用した書き込みや写真の貼付
- 略図にして作成(イラストなども活用)
- グループで分担して作成(一人一人の活動が表現できるように、地図の大きさを考慮)
- 「子供110番の家」を明示

Q5 何のために通学路安全マップをつくるのですか？

「マップを完成させることだけが目的ではありません。例えば、マップづくりを通して、危険箇所に関する情報を、みんな(校内の児童生徒等、保護者、地域の高齢者など)で共有することが目的だということをも最初に児童生徒等に説明します。共有する相手が誰かによって、情報発信のあり方や表現方法を学ぶ機会にもなります。」

Q6 通学路安全マップづくりを通して何を学ぶのですか？

「防災、防犯、交通安全の視点を身に付け、環境内の危険な状況や条件を客観的に認識できる力を育成することが重要となります。具体的な危険箇所を取り上げて、危険予測や危険回避の学習をあわせて行うことも可能です。」

<地図を活用した作成例>



<略図にして作成した例>



事故等発生時の対応の基本

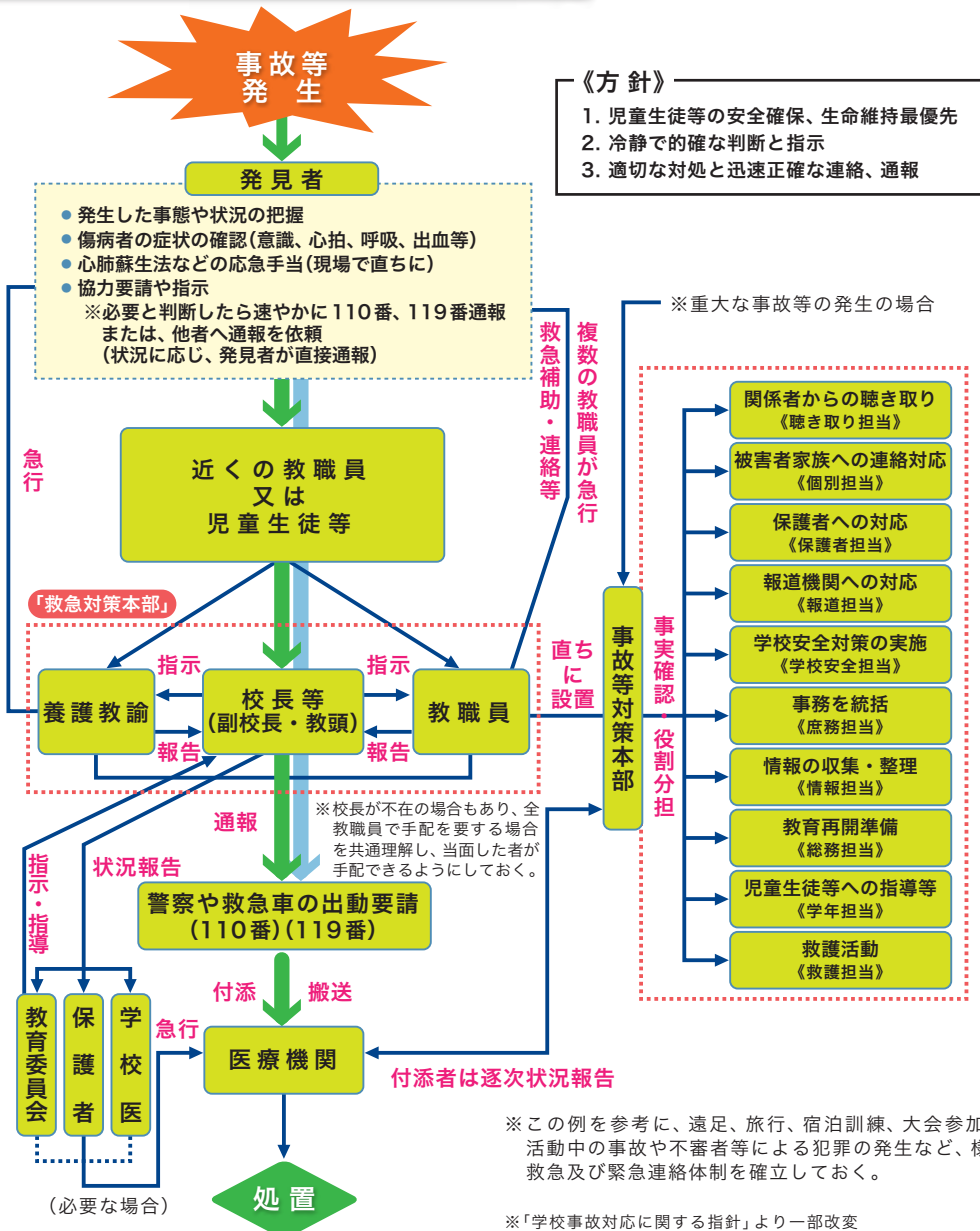
学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要です。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、傷病者を発見した場合には、臆せず躊躇せず迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切です。

1 事故等発生直後の迅速な対応

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害児童生徒等の症状を確認し、近くにいる教職員や児童生徒等に応援を要請するとともに、被害児童生徒等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすることが大切です。

【1】事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



3-1 事故等発生時の対応の基本

事故等の発生時には、応急手当や通報とともに、被害児童生徒等の保護者への連絡や他の児童生徒等への対応等、同時に多くの対応を行うことが求められます。全教職員が共通に理解し、組織的な対応が行えるようにしておかなければなりません。

(被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点)

- 被害児童生徒等の保護者に対し、事故等の発生(第1報)を可能な限り早く連絡します。その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で行います。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努めます。

* 緊急の際の連絡方法を複数確保しておくとともに、搬送車や搬送先を記録しておきます。

また、不審者による事件や交通事故、校舎からの転落や、熱中症、アレルギーによるアナフィラキシー等の事故、交通事故、自然災害等、発生した事案によって発生直後の対応や留意すべき点が異なります。後述の各事例を参考に、様々な事故等に対応できるようにしておくことが大切です。

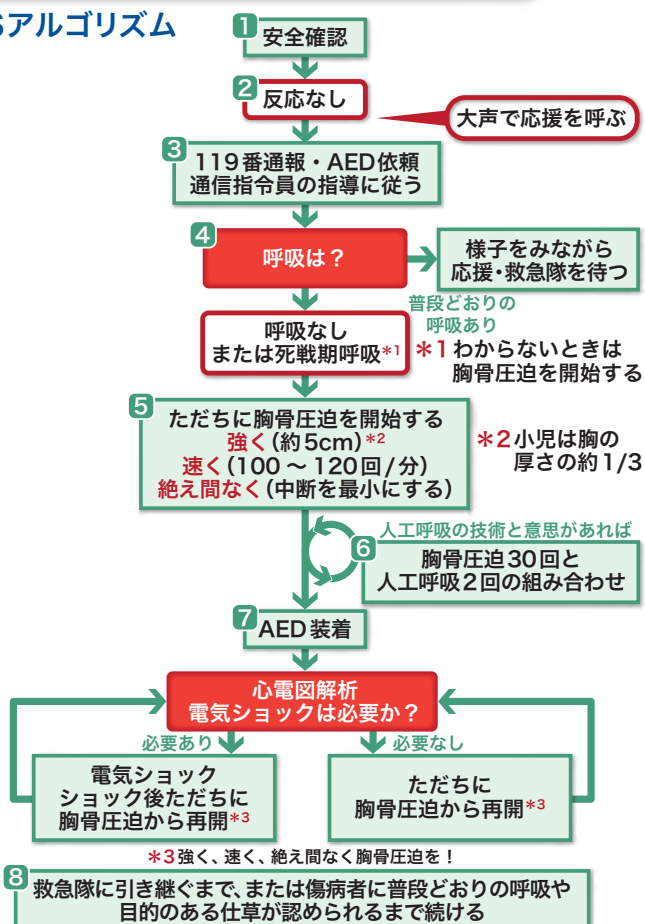
【2】 応急手当を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められます。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければなりません。

- 被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 教職員は事故等の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
- 応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する(応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。)

主に市民が行う一次救命処置(BLS)の手順

BLSアルゴリズム



(JRC蘇生ガイドライン2015より引用)
(転載時は上記からの引用として許諾を得てください)

【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もありますが、これは正常な呼吸ではありません。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要があります。

救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにします。

2 登下校時及び校外活動時における事故等発生時の留意点

登下校時や、学校外での学習時や部活動等における事故の場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要です。

【1】登下校時に事故等が発生した場合の留意点

状況把握

事故等の状況を把握し、各地区の担当教職員を事前に決めておくなどし、事故等の発生した場合は、場所及び周辺(通学路等)に向い、児童生徒等の安否を確認します。

- 負傷者等がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡します。また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行います。
- 登校時の事故等では、教職員がまだ出勤前であることも考えられるので、教職員の安否確認とともに、対応可能な教職員で児童生徒等の安全確認を行うことが必要です。
- 事故等発生時などに、児童生徒等や地域住民が学校へ避難してきた場合は、児童生徒等の安全確認を行う教職員とは別の教職員が、避難者への対応を行うことが求められます。

対応決定

事故等の発生状況や周辺通学路の状況等を確認した上で、登下校の仕方を決定します。

- 教育委員会や警察等の関係機関から情報を収集し、事故等の状況を把握するとともに、登下校の仕方(集団登下校、同行による登下校、保護者への引渡しによる登下校等)についても助言をもらうことも大切です。
- 現況及び学校の対応等について保護者へ連絡し、理解と協力を求めることが大切です。
- 保護者や地域ボランティア等に可能な限り協力を求め、必要に応じて、児童生徒等に同行するなどして安全を確保し、登下校させることが大切です。
- 状況によっては、事故等発生場所付近の安全な場所で待機し、保護者に引き渡して下校させることも考えられます。

【2】校外活動時に事故等が発生した場合の留意点

状況確認

児童生徒等の活動状況を確認するとともに、活動場所に向かい、児童生徒等の安否を確認します。

- 修学旅行などでグループに分かれて活動している場合は、引率教職員で分担し、児童生徒等と連絡を取り合うなどしながら、可能な限り活動場所に向かい、安否を確認します。ただし、交通機関等が使えず児童生徒等の活動場所に向かえない場合は、携帯電話等で連絡を取り合うなどしながら、児童生徒等の安否を確認するとともに、安全な場所へ避難するよう指示を出すことが大切です。
- 負傷者等がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡します。また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行います。

対応決定

事故等の発生状況や周辺道路の状況等を確認した上で、集合や帰校、下校の仕方を決定します。

- 安全を確保できる場所に避難します。その際、教育委員会や警察等の関係機関から情報を収集し、事故等の状況を把握するとともに、安全な集合場所や移動方法等についても助言をもらうことも大切です。
- 現況及び学校の対応等(帰校してから集団下校、帰校してから引渡しによる下校、現地での引渡しによる下校など)について保護者へ連絡し、理解と協力を求めることが大切です。

事前の対策

- 校外での活動を行う際、特に、学校が所在する地域の環境条件と異なる場所へ行き活動する場合は、事前に現地の状況や気象情報などを十分に把握する必要があります。
- 悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は気象情報に気を配る必要があります。
- グループに分かれて活動する場合や児童生徒等が教職員から離れて活動する場合などは、児童生徒等から教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等との緊急連絡体制を整備しておく必要があります。
- 校外でマラソン大会を行う場合や部活動で遠征する場合など、AEDを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参するなどの対応が必要です。また、使用方法等について教職員間で確認しておく必要があります。

3-2 様々な事故への対応

体育授業及び部活動では様々な事故が起こりやすいため、事前の対策や事故が起こった際の迅速な対応について、十分に理解しておくことが重要です。

1 頭頸部外傷への対応

コンタクトスポーツ(ラグビー、柔道、サッカー等)や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、転倒や投げ技で投げられて、地面や畳に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすること(加速損傷)により、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性があります。

【1】頭頸部外傷の予防のために

頭頸部外傷事故は、男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加します。また、部活動においては、競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすことが明らかになっています。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことはもとより、無理な練習や施設設備の不備等がないように注意が必要です。

【2】事故発生後の対応について

決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等をチェックします。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請します。

また、脳振盪の一項目である意識消失(気を失う)から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐことが重要です。頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となります。頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力(まひ、筋力低下)、感覚異常(しびれ、異常感覚)、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請するのが原則です。動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらうようにしましょう。

2 熱中症への対応

学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。また、それほど高くない気温(25～30℃)でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意が必要です。

【1】熱中症予防のために

環境温湿度又はWBGT(湿球黒球温度)等を測定し、「熱中症予防運動指針」((公財)日本体育協会)等を参考に運動を行いましょう。水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましいとされています。肥満傾向の人は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要があります。また、運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させないようにしましょう。梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め徐々に慣らしていきましょう。

【2】事故発生時の対応について

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状です。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に応急手当(P.19参照)を行います。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせましょう。症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要です。

(意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請することも考えられます。)

<参照資料>

- 「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」-体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点-調査研究報告書(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- 熱中症を予防しよう(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

3 食物アレルギーへの対応

アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の児童生徒等が多数在籍しています。既往症のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例も少なからずあります。アレルギー疾患の児童生徒等の有無にかかわらず、油断することなく、全ての学校でアレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておく必要があります。また、医療機関や消防機関等とも相互に連携し、組織的に対応することが不可欠です。

【1】アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- **食物アレルギー対応委員会の設置** (学校長を委員長として、学校給食に関連する方で構成)
 - 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な方針を決定します。
 - 事案発生時に備えた役割分担を確認(観察、準備、連絡、記録、管理 等)します。
- **「ガイドライン」と「学校生活管理指導表」の活用**
 - 各疾患の特徴を理解し児童生徒等の状態を把握するためには、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の理解と「学校生活管理指導表」の活用の徹底が重要です。日頃から配慮や管理が必要な児童生徒等を把握し、原則として、対象となる児童生徒等の保護者からの、医師の診断に基づく学校生活管理指導表の提出を必須とします。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で情報共有します。

【2】日常の取組と事故予防

- **学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組**
 - 給食や食物・食材を扱う授業・活動、運動、宿泊を伴う校外活動など、学校生活管理指導表における「学校生活上の留意点」※1に基づく取組を行います。
- **献立の作成と検討**
 - 安全性を最優先とし、原因物質の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とします。
- **給食時間における配慮** (教室での対応)
 - 日々の給食の受け取り、内容確認、配膳、おかわり等のルールを決定します。

※1 「学校生活上の留意点」<学校生活管理指導表>

氏名		男・女	平成	年	月	日生	(歳)	学校	年	組	提出日	平成	年	月	日		
学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)	アナフィラキシー (あり・なし)	病型・治療 A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 () C. 原因食物・診断根拠 (該当する食品の番号に○をし、かつ () 内に診断根拠を記載) 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 種実類・木の实類 () 7. 甲殻類 (エビ・カニ) () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 () D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」) 3. その他 ()						学校生活上の留意点 A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 E. その他の配慮・管理事項 (自由記載)						★保護者 電話: _____ ★連絡先医療機関 医療機関名: _____ 電話: _____			
	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____																
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他 ()						学校生活上の留意点 A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. その他の配慮・管理事項 (自由記載)						記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____				
	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____																

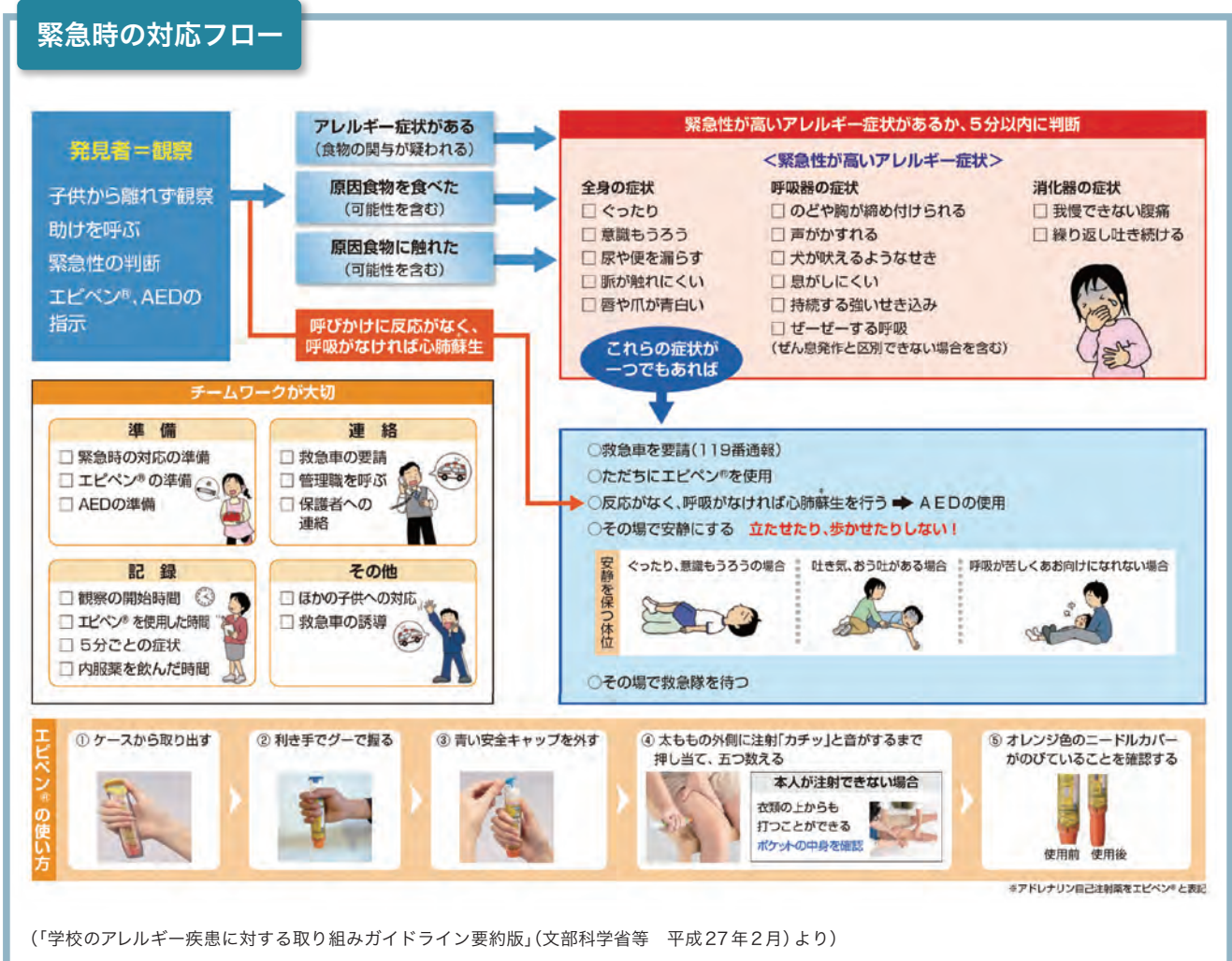
●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない

保護者署名: _____

【3】緊急時の対応

アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるようにするため、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。



＜参照資料＞

- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン (文部科学省等 平成20年3月)

<http://www.gakkohoken.jp/books/archives/51>



- 学校給食における食物アレルギー対応指針 (文部科学省 平成27年3月)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf



- 文部科学省ウェブサイト-アレルギー疾患対策

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm



- 「エピペン®」ウェブサイト

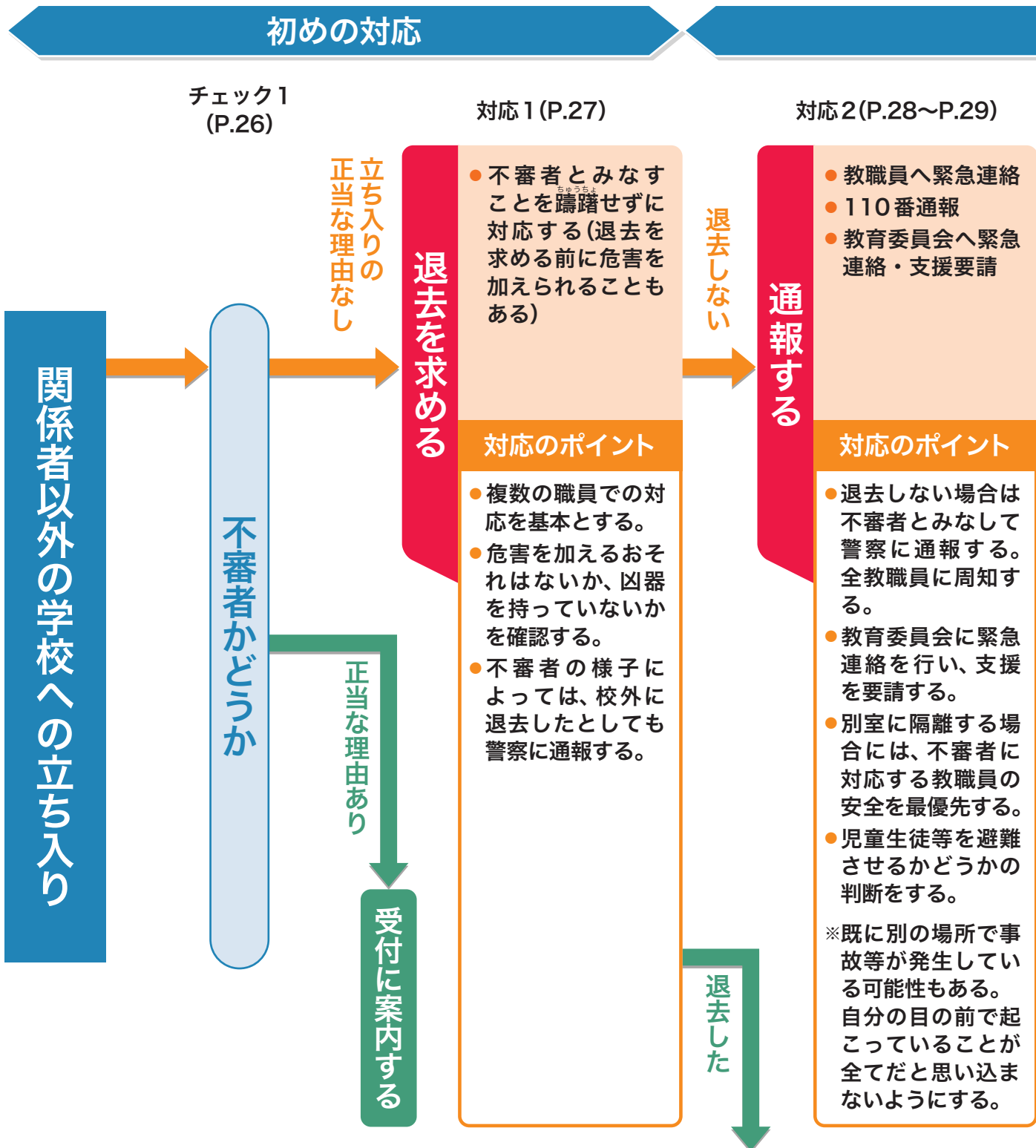
<https://www.epipen.jp/>



上記ウェブページ等で常に最新の情報を取得するよう留意してください。



不審者の立ち入りへの緊急対応の例



不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。

緊急事態発生時の対応

事後の対応等

対応3(P.29~P.30)

チェック2
(P.30)

対応4(P.31)

対応5(P.31)

児童生徒等の安全を守る

- 防御(暴力の抑止と被害拡大の防止)
- 不審者の移動阻止
- 全校への周知
児童生徒等の掌握
- 避難誘導
- 警察による不審者の確保

対応のポイント

- 教職員がすべきことは児童生徒等の安全の確保である。
 - 警察が到着するまで暴力を抑止するために多くの教職員で防御する。
 - 全児童生徒等の安否を確認する。避難の経路とタイミングを間違えない。
- ※児童生徒等を怖がらせないことを過剰に意識して、避難等の行動が遅れないように注意する。

応急手当などをする

- 救急隊の到着まで
応急手当
- 速やかな119番通報

対応のポイント

- 逃げ遅れた児童生徒等がいなかどうかを把握する。
- 負傷の程度を的確に救急隊に伝える。
- 救急車には必ず教職員が同乗する。

事後の対応や措置をする

- 対策本部の設置
- 情報の収集
- 保護者等への説明
- 報告書の作成
- 心のケア
- 教育再開の準備

対応のポイント

- 事故等発生後の連絡、情報収集のための通信方法を複数確保しておく。
- 災害共済給付の請求を行う。

負傷者がいるか

いる

いない

児童生徒等全員の安否が確実に確認できるまで、負傷者が「いない」という判断をしない。
また、負傷者がいなくても、心のケアが必要な児童生徒等がいる可能性があるため、児童生徒等の様子を把握し、適切に対応することが必要。

のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。他市の学校含む)に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者がいます。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。

なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。

(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。



(2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

(3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。



教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうな場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人では対応してはなりません。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っていたとしても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。



【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。



対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童生徒等を避難させるか判断します。

隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。



【4】児童生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子を気にする必要があります。児童生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。児童生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流します。

<避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇系の先生は、〇〇へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。

どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。

連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校(国私立、他市の学校含む)に情報提供することが必要です。

『110番』通報の要領

- 局番なしの「110」
 - 落ち着いて、例えば
「△△小学校です。男(女)が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」
 - その後は、質問に答える形で
・ 通報者氏名、場所(校外の場合)、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- ※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。



対応3 児童生徒等の安全を守る

児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童生徒等の安全を守るように心掛けます。

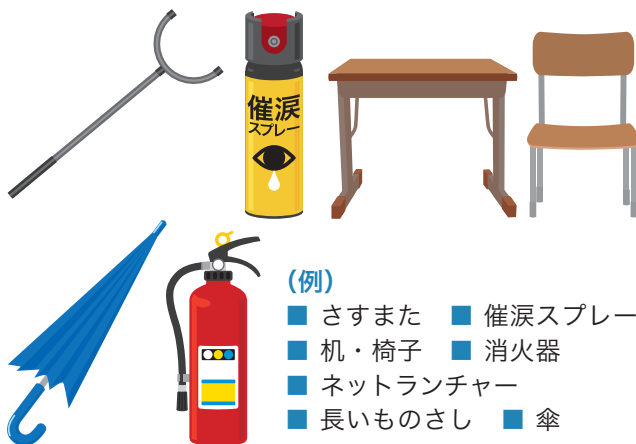
また、こうした事態に備えて、さすまた等については、使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

【1】防御(暴力の抑止と被害の防止)する。

対峙した教職員は、児童生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童生徒等に近づけないようにすることで、被害(の拡大)を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。

なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。

防御に役立つもの(例)



(例)

- さすまた
- 催涙スプレー
- 机・椅子
- 消火器
- ネットランチャー
- 長いものさし
- 傘

さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用にあたっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配慮しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

【2】避難の誘導をする。

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で待機させます。(ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。)
- ほかの教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童生徒等が避難できるよう訓練しておきます。
- どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校児童生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行います。

※教職員は校舎内の教室配置等を熟知していなければなりません。校舎内の教室配置等を知ることは、新しい学校に着任して最初にするべきことです。

多くの学校で不審者対応訓練が行われていますが、訓練は不審者を捕らえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者から児童生徒等を遠ざけ、警察が来るまでの時間を稼ぎ、児童生徒等の安全をいかに確保するかを確認するために行うものです。このために、防御や不審者の移動の阻止について訓練するとともに、不審者確保後の逃げ遅れた児童生徒等の捜索及び家庭への連絡や引渡しなども訓練の一部に入れる必要があります。

チェック2 負傷者がいるか

不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられます。それは、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生するおそれがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要があります。

【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

児童生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する必要があります。

全ての教職員が「110番」及び「119番」通報の要領を理解していることが大切です。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されますが、重複しても構わないので「119番」通報をしましょう。

【2】逃げ遅れた児童生徒等の有無を把握する。

その日に出席しているのに避難場所にいない児童生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるため、分担場所を決めて校内を探します。

（1）職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておきます。

- 通信方法は複数確保する。
- 逃げ遅れて隠れている児童生徒等が安心できるような声を出しながら捜索を行う。
- 集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。

（2）負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝えることを心掛けることが必要です。

（3）負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有します。(救急車に同乗するのは、搬送される児童生徒等をよく知る教職員(できれば担任)であることが望ましい。)

（4）全ての児童生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにしましょう。

（5）必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。

- あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておき、緊急時には電話による確認を行う。
- あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえるようネットワークづくりをする。
- 担当者が学校周辺を回って情報収集する。

対応4 応急手当などをする

【1】負傷者の応急手当を行う

- (1) 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努めることが必要です。(P.19 参照)
- (2) 負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼します。
 - 一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、児童生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事故等対応の組織体制を確立し、事故等の発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

また、暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、心のケアも必要となります(P.52 参照)。

<対応の流れのポイント>

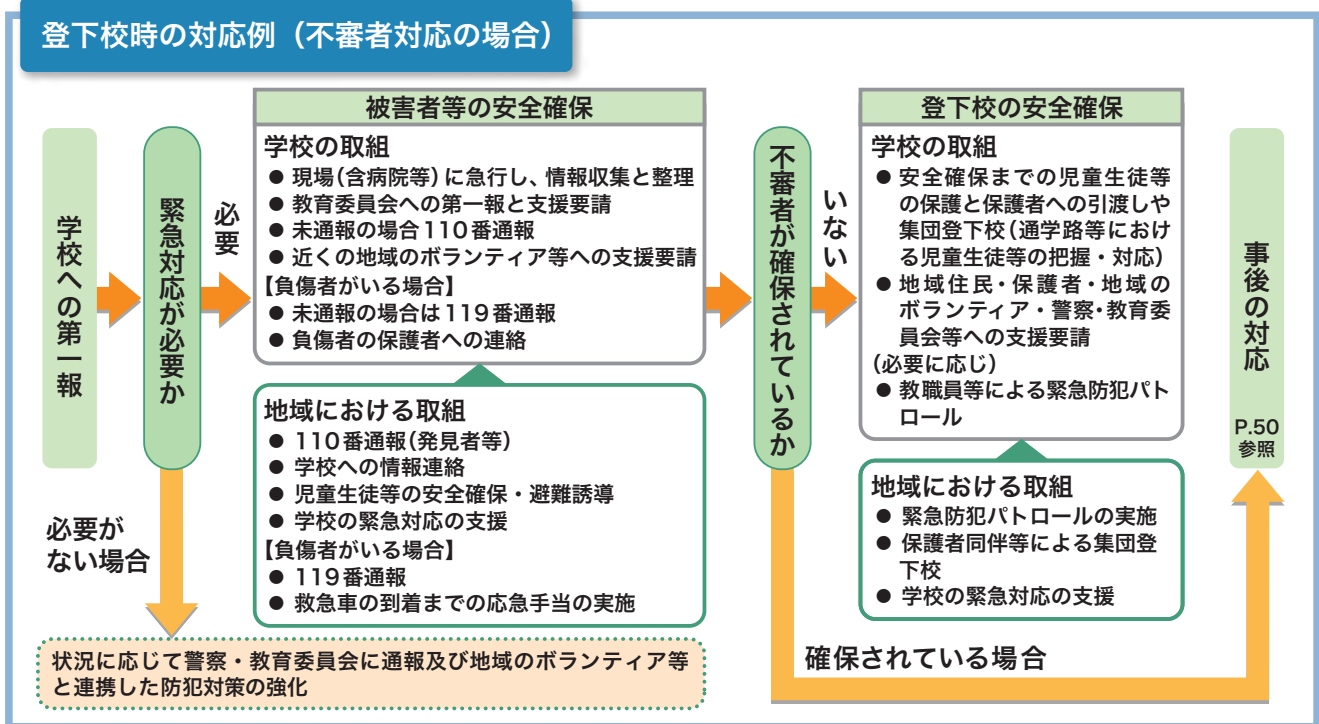
- 1 対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。
(P.18 参照)
- 2 情報を収集し、事故等の概要等について把握・整理し、提供する。
(P.53 参照)
- 3 できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
(P.53 参照)
- 4 教育委員会は、学校を積極的に支援する。
(P.55 参照)
- 5 事故等発生後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。
(P.19 参照)
- 6 教育再開の準備及び事故等の再発防止対策を実施する。
(P.55 参照)
- 7 報告書を作成する。
(P.55 参照)
- 8 災害共済給付等の請求をする。
(P.55 参照)

登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応できるように、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要です。



1 登下校時に緊急事態(不審者事案)が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報があります。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応しなければなりません。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例を示しています。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠です。学校の状況に応じたマニュアルを作成するとともに、保護者や地域、関係機関等と共通理解を図っておくことが重要です。



【緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保】

- 第一報が入った時点で概要を把握し、緊急対応が必要かどうか見極めます。

<把握する情報の例>

- いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか
- 110番通報したか
- 負傷者はいるか
- 119番通報したか
- 周囲にほかの児童生徒等はいるか

- 例えば次のような状況が続いている場合も緊急対応が必要です。

- 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
- 登下校中の児童生徒等が不審者に襲われけがをした。
- 不審者が登下校中の児童生徒等に声を掛け連れ去ろうとした。
- 金品を奪われている。
- 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

3-4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

- 緊急対応が必要と判断した場合には、警察等へ通報するとともに、学校内でも緊急事態の発生を直ちに全教職員で共有し、あらかじめ決めておいた役割分担に基づき具体的な対応を行い、児童生徒等の安全確保を図ります。
- 警察や必要に応じて消防等の協力を得るとともに、教育委員会に通報し支援を求めましょう。また、現場付近にいる地域住民にも協力を要請しながら対処することも必要です。

＜学校の取組＞

- 1 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。
負傷者がいる場合は119番通報する。
- 2 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童生徒等の安全確保を図る。
- 3 現場(病院等を含む)に急行し、情報収集と整理を行う。
児童生徒等の現状・・・安否確認、負傷者の状況(病院に搬送されている場合は病院へ急行)
不審者の状況・・・不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。
- 4 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- 5 被害に遭った児童生徒等の保護者に連絡する。

※ 緊急対応が必要でない場合でも、状況について警察や教育委員会に通報するとともに、保護者や地域のボランティア等と連携して防犯パトロールを強化するなど、防犯対策の強化を図る必要があります。

【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

- 不審者が確保されているか、警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断します。
- 警察等の情報を得る際には、教育委員会が情報を収集し、各学校に周知します。

＜警察に確認するポイント＞

- 不審者は確保されているか
- 確保されていない場合、登下校中の児童生徒等に被害が及ぶ危険性があるか
- どの地域で危険性があるか
- 学校への指示や要請事項があるか

- 安全が確認されるまで、児童生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行います。
 - ・ 登校前の場合には必要に応じて自宅待機
 - ・ 下校前の場合、安全が確保されるまで学校に待機
 - ・ 登下校中の場合は、警察等に早急に児童生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア等に協力を依頼
- 児童生徒等だけで登下校が難しい場合は、保護者への引渡しや保護者等の引率による集団登下校等を行います。
- 警察によるパトロールを要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア・地域防犯団体等に緊急防犯パトロールを依頼します。必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住民・保護者・地域のボランティアと協力して、緊急パトロール等も実施します。

不審者の情報等、児童生徒等の安全に関する緊急情報は、国私立、都道府県立、市区町村立、株立を問わず、域内の学校等に対する情報提供が行えるよう、教育委員会が中心となり警察との連携・調整を行います。平時から、その仕組みを構築しておくことが大切です。

【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、児童生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげます。(P.50～P.55参照)

毎年、多くの児童生徒等が通学中に交通事故に遭遇し、死傷しています。交通事故の発生状況には特徴(いつ、どこで、どのように事故が発生するのか)があるため、適切な管理と教育によって、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になる可能性を最小化することができます。

1 交通事故発生後の対応

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応が必要となります。

【1】初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握します(児童生徒等の状態、事故の状況など)。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行います。

- 負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
- 保護者への連絡
- 当事者となった児童生徒等の気持ちを落ち着かせる
- 周囲にほかの児童生徒等がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する
- 教育委員会等への連絡

【2】二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童生徒等への指導などを検討します。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じます。

【3】事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告します。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てます(P.53参照)。

【4】当事者となった児童生徒等への対応

事故当事者になった児童生徒等自身がとるべき対応(警察等への通報、加害者の責任)があります。発達段階、児童生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合がありますので、事故後に児童生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行います。

【5】心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となります。特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の児童生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなりますので、適切なケアが求められます。(P.52参照)

- きょうだい・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした
- 児童生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ

2 被害者・加害者にならないための事前の対策

交通事故の可能性をできる限り小さくしていくことが、事前の危機管理の第一目標となります。児童生徒等が、交通事故の被害者にも加害者にもならないように、日頃から理解を深める場を設けることが重要です。

【1】児童生徒等の事故の実態把握

ヒヤリハット経験も含め、児童生徒等の交通事故の実態を把握する(いつ、どこで、どのような事態が発生したのか)ことが出発点となります。特に、自転車通学を許可している学校では、自損事故やささいな接触事故を含め、頻繁に事故が発生している場合があります。また、不安全行動(横断時に確認しない、一時停止しないなど)がないかなど、児童生徒等の登下校時の行動を観察し、管理及び教育上の課題を見出すことが重要となります。

なお、発生件数が多い傾向にあるのものとして、「7歳前後の飛び出し事故」、「どの校種も1年生の事故」、「中学生・高校生の自転車事故」等が挙げられます。

【2】通学路の点検

効果的な指導につなげるため、定期的に通学路を点検し、交通事故に結びつく環境条件を特定し、除去していく取組が重要です。通学環境をより安全なものにするために、危険箇所の抽出、分析、管理という一連の活動を実施します。

なお、点検については、P.10を参照してください。

【3】児童生徒等への指導

児童生徒等が、その発達の段階に応じて、日頃から以下の点について、理解をしておくよう指導する必要があります。

理解が必要なポイント

【警察への通報】 事故時の対応を理解。
(すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくことなど)

【加害者の責任】 加害者になった場合の責任についての理解。

- ① 刑事上の責任(相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる)
- ② 民事上の責任(被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う)
- ③ 行政上の責任(運転免許の停止処分等を受ける)
- ④ 道義的責任(被害者を見舞い謝罪する)

※児童生徒等が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあります。

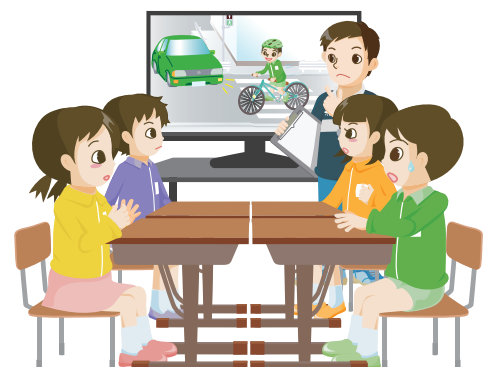
※自転車に係る各種保険について周知を行うことも大切です。

【4】効果的な交通安全教育

危険予測、危険回避などの学習を通して、実際に安全な行動ができるようにすることが大切です。交通ルールに従った行動が実行できること、「止まる・見る・確かめる」など、自分の力で自分を守る行動を適切に実行することが、教育の大きな目標となります。

また、主体的・対話的で深い学びのスタイルが、交通安全教育にも効果的だと指摘されています。交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリングなど、最新の教育方法や教材を活用し、効果的な教育を実践してください。

- モデリング
(模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること。)
- ミラーリング
(他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること。)

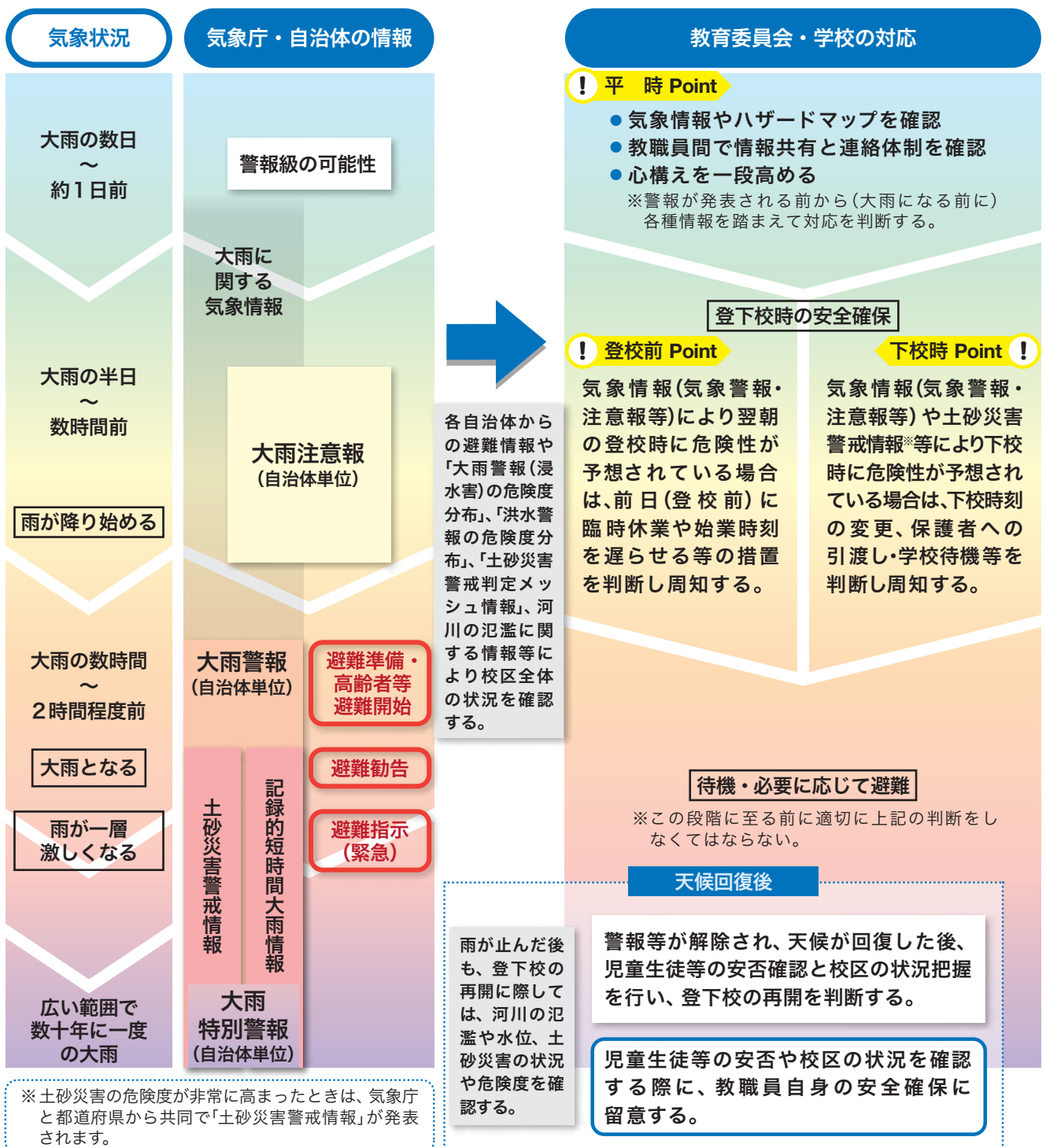


気象災害への対応

大雨・台風、大雪などによって登下校時に危険が予測される場合は、児童生徒等の安全を確保するために臨時休業や学校待機等の措置をとることが求められます。その際、気象情報、河川情報や自治体が発令する避難に関する情報など正確な情報を収集し、適切に判断することが大切です。

1 大雨発生時の教育委員会・学校の対応例

気象災害に関しては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って適時実行していくことが求められます。ここに記載した大雨発生時の対応例は、早期に情報を収集し、判断をする手順を示したものです。これを参考に様々な気象災害発生時に適切に対応できるよう事前に準備を行っておくことが大切です。



※土砂災害の危険度が非常に高まったときは、気象庁と都道府県から共同で「土砂災害警戒情報」が発表されます。

2 気象災害への学校の対応上の留意点

気象災害は、もともと災害発生の危険性が認められる場所に、大雨などの災害を引き起こす現象が加わることで発生します。また、利用する気象情報や危険度分布の種類等は、学校の立地によって異なります。各学校においては、平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておかなければなりません。

その上で、気象庁から大雨や台風、大雪等の気象情報が発表された際には、各自治体の避難に関する情報にも留意し、できるだけ早期に対応を検討することが重要です。なお、台風や発達した低気圧等の場合は、暴風により屋外の行動が困難になる前に対応を完了することが必要です。

■状況に応じた対応

【登校前】

- 気象庁が発表する気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討します。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（※避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等）なども参考にしながら、判断することが大切です。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要があります。

【児童生徒等が在校時】

- 教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状態を把握します。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握をします。
- 土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討します。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要があります。
- 通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引渡し」「学校待機」等の対応を判断します。ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることがないようにしておくことが必要です。

【情報共有・報告等】

- 臨時休業や授業打ち切り等の判断に際しては、教育委員会をはじめ近隣の学校や放課後児童クラブ等とも連絡を密に取りながら判断することが大切です。
- 判断した結果を教育委員会等へ報告し、全教職員で協力し対応に当たります。
- 保護者等へ措置・対応等について、メール配信や電話連絡等を活用し連絡します。停電等により保護者と連絡が取れない場合も想定し、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく必要があります。
- 確実に連絡が届いているかどうかについても、確認する必要があります。
- 学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておきます。
- 登校前や下校後の児童生徒等の安否確認も、必要に応じて行います。
- 学校が避難所となる場合もあることから、その対応についても自治体の防災部局と連携して準備しておきます。

【防災情報の活用】

気象情報やハザードマップなどの様々な防災情報は、以下のウェブページで確認することができます。各自治体が公表する情報と併せて活用しましょう。



大雨警報や洪水警報が発表されたときなどに、実際にどこで災害の危険度が高まっているのか「危険度分布」で把握できます。

- 気象庁ウェブページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



- ハザードマップポータルサイト(国土交通省) <https://disaportal.gsi.go.jp>



- 防災情報のページ(内閣府) <http://www.bousai.go.jp>



学校が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に立地している場合の事前の準備

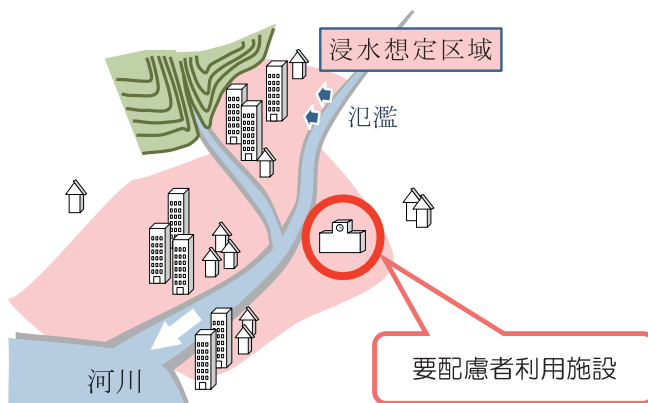
水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、土砂災害防止法)において、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域または、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※¹の所有者又は管理者は、避難確保計画※²を作成するとともに市町村長へ報告すること、避難確保計画に基づく訓練を実施することが義務付けられています。

避難確保計画の作成に当たっては、①防災体制、②避難誘導方法、③避難の確保を図るための施設の整備、④防災教育・訓練の実施、⑤そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置、について定めることとなっています。

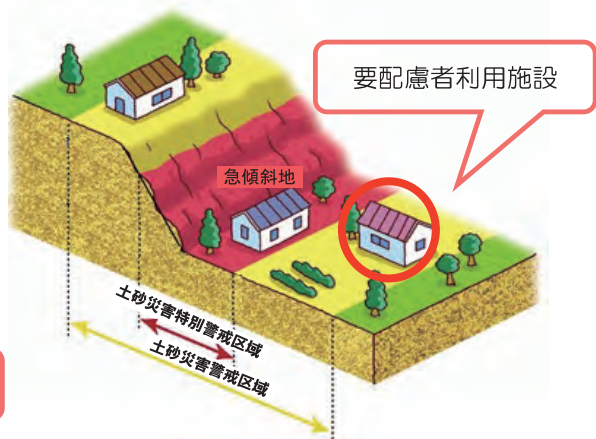
各学校においては、各自治体の地域防災計画を基に浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、自校の状況を把握するとともに、必要な事項を危機管理マニュアルに反映させることが大切です。

また、教育委員会及び学校の設置者は、防災担当部局等と連携を図り、学校の取組を支援するとともに、例えば避難訓練に際して、学校のみならず自治体全体の避難訓練と関連付けるなど、実効性のある取組となるよう適切な対応を行うことが必要です。

<洪水浸水想定区域※³>



<土砂災害警戒区域※⁴>



- ※¹ 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいいます。
- ※² 避難確保計画とは、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画のことをいいます。
- ※³ 洪水浸水想定区域は水防法第14条に基づき、国土交通大臣または都道府県知事により指定されます。
- ※⁴ 土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法第7条に基づき都道府県知事により指定されます。

【避難確保計画作成の手引き】

以下のWebサイトにおいて、避難確保計画に記載すべき具体的な内容を示した「避難確保計画作成の手引き」等が公表されています。

<水害関係>

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



<土砂災害関係>

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html



- ※ 教育委員会を通じて担当部局とよく相談し、避難確保計画に代えて危機管理マニュアルを活用したり、避難確保計画と危機管理マニュアルを十分に関連付けたりするなど、工夫して対応するようにしてください。

上記以外にも、火災については「消防法」、火山については「活動火山対策特別措置法」において、避難計画の作成と避難訓練の実施が位置付けられています。

各学校においては、これら関係法令を参照の上、学校の立地条件や児童生徒等の実態を踏まえて、起こり得る災害に対応できるような危機管理マニュアルにしておくことが大切です。

3 雷への対応における留意点

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちます。また、周囲より高いものにほど落ちやすいという特徴があります。

グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷(直撃雷)することがあり、その場合、約8割の人が命を落とすと言われてています。

また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る(側撃雷)ことがあります。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷です。

遠くで雷の音がしたら、既に危険な状況です。自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくありません。



気象庁提供

<積乱雲が近づくサイン> (気象庁提供)

以下のような変化を感じたら、それは積乱雲が近づいている兆し(サイン)です。まもなく、激しい雨と雷がやってきます。竜巻などの激しい突風が起きるおそれもあります。



真っ黒い雲が近づいてきた



雷の音が聞こえてきた



急に冷たい風が吹いてきた

【避難の留意点】

- 部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難します。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させます。その際は、学校の対応を保護者等に連絡することが大切です。

<雷鳴が近くで聞こえたら>

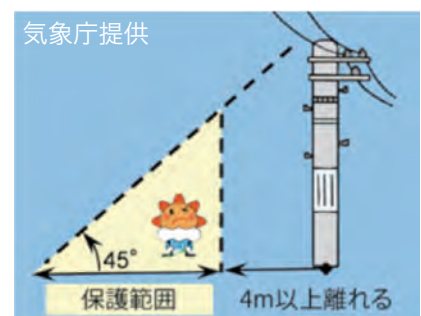
- 登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにします。
- 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難します。
- 鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全です。
- 木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離ればさらに安全です。



<安全な空間に避難できない場合>

- 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくします。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避します。
- 高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れましょう。

気象庁提供



4 竜巻への対応における留意点

竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことなどから、発生時には迅速な対応が求められます。

積乱雲が発生していたり雷鳴が聞こえたり、不安定な気象状況が見られたら、気象に関する情報を収集するとともに、竜巻の予兆につながる状況が見られたら、竜巻注意情報の有無にかかわらず警戒態勢をとり、竜巻が発生した際の対応の準備をする必要があります。

【竜巻の現象】

<竜巻の予兆>

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなります。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりします。
- 冷たい風が吹き出します。
- 大粒の雨やひょうが降り出します。

<竜巻が起こったら>

- 「ゴー」という音が聞こえてきます。
- 真っ黒い雲から漏斗状の雲が下がって見えます。
- トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞ったりします。

気象庁提供



【避難の留意点】

○ 教室にいる場合

- 飛来物の影響を抑えるため、窓を閉め、カーテンを引きます。
- 窓ガラスからできるだけ離れます。
- 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなどの避難姿勢をとります。

○ 教室以外の校舎内にいる場合

- 雨戸やシャッターを閉じます。
- 風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せます。
- 壁に近い場所で避難姿勢をとります。
- 建物の最下階に移動します。

○ 体育の授業や部活動などで屋外にいる場合

- 校舎など頑丈な建物に避難します。
- 物置やプレハブ(仮設建築物)などには避難しないようにすることが大切です。

○ 登下校中の場合

- 屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意します。
- 橋や陸橋の下には行かないようにします。
- 近くの頑丈な建物や地下などに避難し、建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにすることが大切です。



<竜巻から身を守るには>

竜巻から身を守るためには、竜巻自体の特徴や竜巻による被害などについて理解する必要があります。次のような事項について児童生徒等へ事前に指導し、竜巻への理解を深めるとともに、竜巻から身を守るための行動について考える学習や、様々な場面を想定した避難訓練等によって、児童生徒等が自分で判断し行動できるようにすることが大切です。

- 竜巻と発生源である積乱雲の視覚的イメージについて
- 竜巻が発生しやすい天気や地形について
- 竜巻の移動スピードについて
- 竜巻によって起こる様々な被害について

また、竜巻注意情報等発表時の対応のルール化及び保護者等への周知も大切です。

落雷による事故や竜巻による被害を防止するためには、日頃から気象庁の「雷・竜巻発生確度ナウキャスト」や気象に関する情報を収集し、学校の安全管理の徹底を図ることが大切です。

「レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)」(気象庁) <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

「高解像度降水ナウキャスト」(気象庁) <https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>



3-7 地震・津波への対応

1 学校防災に係る取組

各学校においては、地震・津波の発生時に児童生徒等の命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることが求められます。地震・津波はいつ発生するか分かりません。また、学校の立地する環境や、学校規模、通学する児童生徒等の年齢や通学方法など各学校によって状況は様々です。そのため、各学校では、学校や地域の実情を踏まえた地震・津波に係る危機管理マニュアルを作成する必要があります。

地震・津波等については、東日本大震災の教訓を踏まえて、マニュアル作成の留意点を詳細に記載した「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を別途作成しています。本手引きを活用し、危機管理マニュアルに記載するようにしてください。なお、原子力災害についてもこちらに記載しています。

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(文部科学省 平成24年3月)

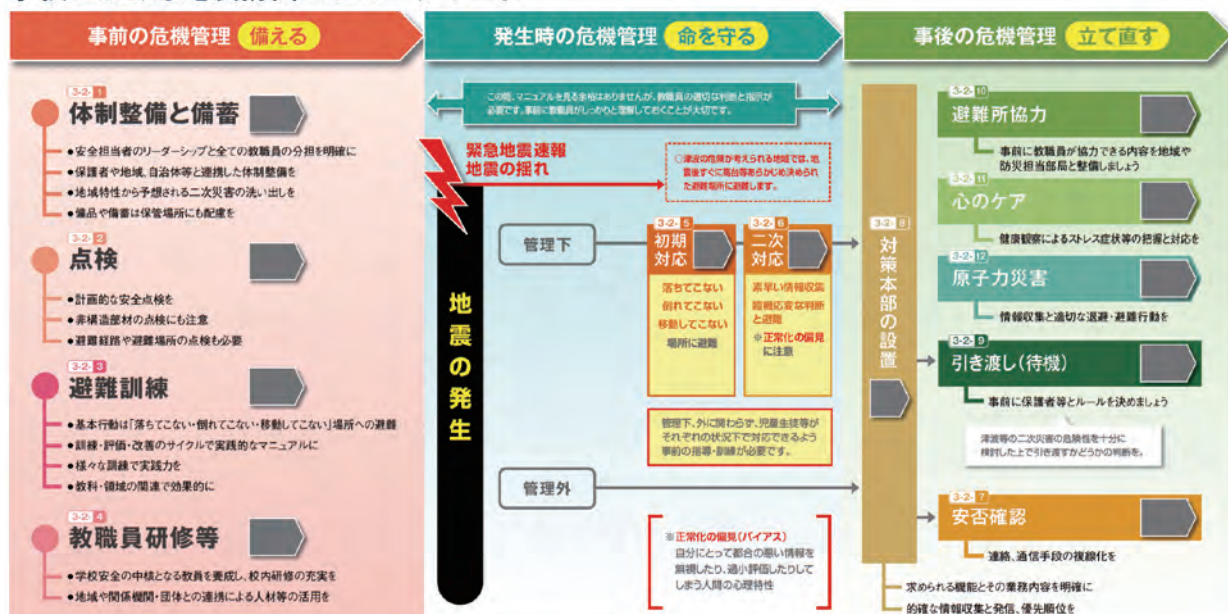
「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(以下「手引き」という)では、各学校における、地震・災害に関して、「事前～発生時～事後」の一連の流れをモデルとして示すとともに、それぞれの項目(段階)について危機管理マニュアルを作成する上で考えるべき留意点や手順について詳しく解説しています。フローチャート中で示している初期対応の内容は、地震発生と同時に児童生徒等が自ら行う安全確保行動、教職員が行う緊急対応(指示、救助、応急手当等)、その後の二次対応では、地震に関連して起こる災害(津波、火災等)への対応として示しています。また、一連の流れはあくまでも一般的に考えられるものであり、学校の立地条件や発生時間帯によって変わることが考えられます。

各学校においては、この手引きを参考にしながら学校独自の危機管理マニュアルを作成するとともに、避難訓練等を通して危機管理マニュアルを検証・改善を図り災害発生時に児童生徒等はもちろん教職員自身の安全確保のために適切な対応を行うことができるようにしておかなければなりません。その際、学校だけではなく、保護者や地域、関係機関と連携を図り避難場所や避難経路、引渡しのタイミング等、必要な情報を共通に理解しておくことが重要です。

[<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf>]



学校における地震防災のフローチャート



「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない地震災害にきちんと備えることが重要です。

※上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定していますが、地震発生時には、震度が判断できないことから、初期対応の「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難行動は、震度に関わらず必要です。
 ※災害対策本部の設置時期については、災害規模や、管理下、管理外により変わることが考えられます。
 ※このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている期間、二次対応は揺れが収まってから津波や火災など地震の次に起こる危険から回避するまでの期間として示しています。

※避難所運営の協力については、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」(平成29年1月20日付け28文科初第1353号)も参考にしてください。

新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

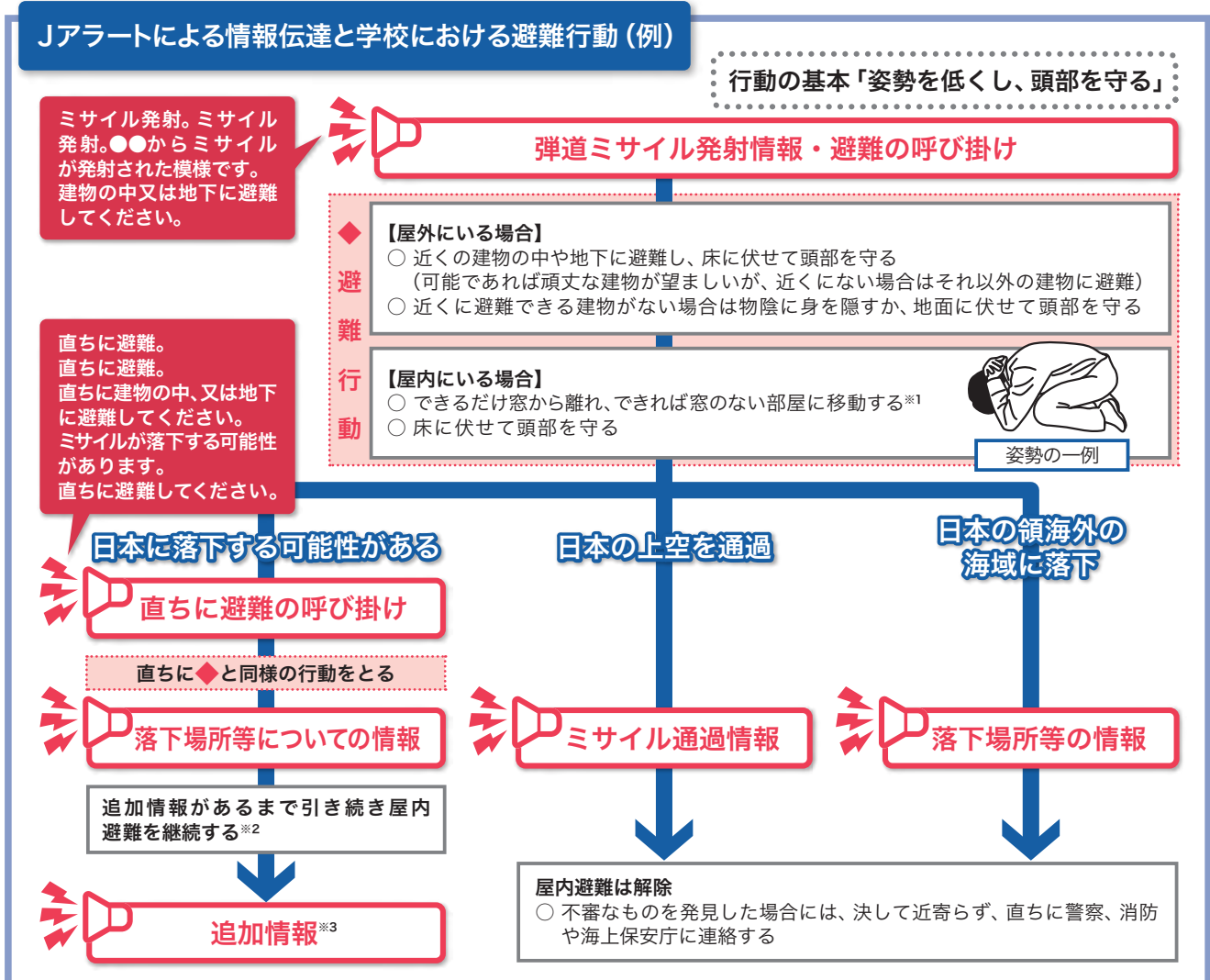
1 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

（1）Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



- ※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
- ※2 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があつた場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。
- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
 - 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

前ページにおける避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあつた際に、教室内で授業中の場合であつて、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であつて、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に依じた対応が求められます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切です。



児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味しますので、日常生活に戻って登校を開始することが可能です。
- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切です。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなりますが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要です。

【2】体制整備

(1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要です。

また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要です。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければなりません。

(2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできません。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関(例えば、警察、消防、自衛隊等)と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要です。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が発するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか(聞こえるか)を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能です。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Jアラートを介した情報による状況の把握→安全な場所を判断して避難→姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類(緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か)によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド(運動場)にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険(地震や弾道ミサイル等)によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じた的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

2 学校への犯罪予告・テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なりますが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるように備えることが重要です。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

国民保護とは

- ◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法(正式名称「武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律」)です。

この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- ◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参照ください。

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



【総務省消防庁】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html



国民保護法に
基づく訓練



全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

- ◆ 全国瞬時警報システム(Jアラート)は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線(同報系)等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。



- 以上の情報は、平成30年1月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

3 インターネット上の犯罪被害への対応について

近年、児童生徒等を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNSに起因する被害は多様化・深刻化しています。

こうした被害を発見した場合は、早急な対応が必要になるため、すぐに警察、法務局・地方法務局に相談することが大切です。

学校においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例(警察庁ウェブサイト等を参照)の把握や情報モラル教育の充実に努めるとともに、被害があった場合は、警察、法務局・地方法務局にすぐに相談できるよう、日頃から、体制の構築をしておくことが必要です。

また、保護者に対しては、児童生徒等がトラブルに巻き込まれないようするために、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性について指導をすることなどを通して、保護者と児童生徒等と一緒に考える機会を作るように案内することも大切です。

【被害事例】

○ 自撮り画像の送信

- 女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男性モデルになりすました男に、自分の裸の画像を送信させられた。

○ 危険な出会い

- 親とけんかをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。
- 男子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男と実際に会った結果、わいせつな行為をされその様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にばらす」等と脅された。



加害者にもならない

近年、スマートフォン等の普及に伴い、手軽に写真や動画をインターネット上に投稿することができるようになったため、児童生徒等がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっています。そのため、加害者にならないよう、他者の権利を尊重し、情報社会での自らの行動に責任をもち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせることも大切です。

<指導ポイント例>

- ◆ 人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、犯罪になることもある。
- ◆ 自らの投稿で他人に損害を与えれば、損害を賠償する責任を負うこともある。

【参考となる資料等】

子供の性被害対策(警察庁)

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html



インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発動画(公益財団法人警察協会)

<http://www.keisatukyokai.or.jp/untitled29.html>



情報モラル教育の充実(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm



青少年を取り巻く有害環境対策の推進(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm



3-9

幼稚園等における留意点

幼稚園等※は、幼児が心身ともに未熟であり、預かり保育等で幼児の登降園時間は様々、広域から通園、教育活動の場や内容・時間配分が多様、教職員数が少ない、教職員の職種や勤務時間・曜日が様々、などの特徴があり、これらを危機管理の際の留意点として押さえた上でマニュアルを作成することが重要です。

※幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園

【1】事前の危機管理(予防する)

体制整備	教職員の役割の共通理解・役割分担	その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともにその他の教職員の分担も理解し行動する。バス通園の場合は、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、対応を事前に決めておく。
避難訓練	教職員の危機管理意識向上のための訓練	朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足(徒歩・バス・電車)などの様々な場面や時間帯を想定して避難訓練を行う。 非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図る。 AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できる体制をつくる。
保護者との連携	引渡し等の理解と協力	事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。 保護者の勤務場所やきょうだいの有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておく。バスや自転車通園の場合は、平常時の所要時間を把握しておき、迎えに時間がかかることを想定しておく。
	登降園時の約束の理解	日々の登降園や家庭生活の中で、保護者が歩行・横断・自転車のルールやマナーのモデルであることを繰り返し伝える。 バスや自転車通園の保護者には、幼児自身の目や足で交通安全や不審者対応について確認する機会を意識して設けてもらうようにする。
幼児理解	特別な配慮の必要な幼児への対応	幼児の特徴や、いつもと違う状況での配慮点、介助者等がない場合に誰がどのように避難に付き添うか等について、園内で共通理解を図る。

【2】個別の危機管理(命を守る)

園内	避難誘導	不審者侵入時は、複数の教職員で対応し幼児誘導の時間を稼ぐ必要があるが、不審者を捕えることよりも、複数の教職員で幼児を素早く避難させることを最優先にする。
	役割分担	複数の教職員で連携して幼児の安全確保を行う。避難した部屋で幼児に指示を出す教職員と、事故等の発生元や不審者の情報収集・確認、本部との連絡を行う教職員に分かれて対応する。
	人員の確認・報告	保育中は園内の様々な場所に年齢の異なる幼児がいるため、どの部屋にどの組が何人避難しているか、教職員はどの幼児がいるかを確認して内線などで対策本部に報告し、園の全人員の安否を確認する。

【3】事後の危機管理(復旧・復興する)

引渡しと待機	他校にきょうだいがいる場合は、年長の児童・幼児から引き取る等のルールを事前に保護者と決めておき、年少の幼児は迎えが来るまで園で預かるようにする。
避難所対応	幼稚園は基本的に避難所にならないことが多いが、自治体によっては乳幼児・障害児対応施設になる場合がある。また、近隣の未就園児親子が不安から自主的に避難してくる場合もある。施設の開放の仕方などについて、あらかじめ園内で共通理解を図っておく。

【4】個別事項

食物アレルギー	除去食の保管場所や、昼食時に座る場所に配慮する。また他児の弁当の中身を確認し、場合によっては食事をする部屋を別にするなどの対応を行う。食事前後の机などの消毒を徹底する。園で栽培した食材や市販の菓子等の飲食前には、その食品の成分表を、あらかじめ全保護者に確認してもらう。
プール	ビニールプールであっても指導者とは別に監督者を配置し、幼児の見守りだけでなく、指導者の指導する位置についても随時指導を行う。

特別支援学校等における留意点

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切です。また、特別支援学校の中には、幼稚部から高等部まで設置されている学校もあるので、各学部が相互に連携するための連携の体制を整えていくことが重要となります。小学校等の通常の学級や特別支援学級から、特別支援学校へ児童生徒等が転入してきた場合は、学校間で情報を共有するなど、連続性のある安全指導を心掛けることも必要です。

また、車椅子や白杖等を使用していることで周囲から障害のあることが理解されやすい場合だけでなく、一見して障害のあることが分かりにくい場合もあります。そこで、障害者に関するマークなどを身に付け、いざというときに支援が受けられるようにしておくことも大切です。

障害のある児童生徒等の中には、知的障害などの複数の障害を併せ有する場合があります。また、特別支援学校の中には、複数の障害種に対応した、いわゆる併置校と呼ばれる特別支援学校や、同一敷地内に高等学校と特別支援学校の分校や分教室が隣接されていたり、病院内に特別支援学校の分教室が設置されている場合など様々な形態があることから、特別支援学校の危機管理マニュアルについては、児童生徒等の障害の状況や各学校の設置の状況によって工夫、連携する必要があります。

なお、障害のある児童生徒等が在籍する全ての学校において、危機管理マニュアル作成の際に本項目に留意することが望ましいです。

【1】 障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障

	障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障例
情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。 ● 自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ※ 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険の認知が難しい場合がある。 ● 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 ● 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。 ● 危険回避しようと慌てて行動することがある。 ● けがなどをして的所に訴えず、周囲が気付かないことがある。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある(肢体不自由・視覚障害)。 ● エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある(肢体不自由)。
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。 ● 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> ● 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。 ● 不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなることがある。

【2】 障害のある児童生徒等の特性に応じた危機管理マニュアル作成時の留意点

伝達方法の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害に応じた情報伝達方法を整備しておく。 例) 聴覚障害：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法を検討しておく。
避難経路・避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害に応じた避難経路の整備、避難体制を検討しておく。 例) 車椅子利用をする場合の経路を確認しておく。 例) 肢体不自由：エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法を検討しておく。
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害に応じた避難訓練を実施する。 例) 知的障害：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路や取るべき行動が理解しやすい図などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。
連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者・医療関係者と発生時の対応について事前に検討しておく。 例) 病院内における学級：病院との連携方法等を検討しておく。

3-11 寄宿舎における留意点

寄宿舎では、就寝時も含め、多くの時間を児童生徒等が過ごすこととなります。寄宿舎での生活は、通常の学校生活とは異なる点が多くありますので、以下の留意点を踏まえ、安全対策を行う必要があります。

1 職員の体制

寄宿舎では、児童生徒等が授業や部活動が終了し宿舎に戻った時点から翌日登校するまでの時間を過ごします。学校教員(舎監)と寄宿舎指導員等が連携し、生活習慣や社会性を育成しますが、夜間などは昼間の学校のように体制が常に整備されているわけではありません。夜間など、学校の教職員が不在の時間の防犯や防災体制を整備するとともに、事故等が発生した場合の対応を決めておく必要があります。そのためには、寄宿舎指導員も学校全体のことを把握できるよう、寄宿舎での打合せだけでなく職員会議にもできるだけ出席するなどして必要な情報を共有し、寄宿舎における安全体制を整備しておく必要があります。

2 避難時に必要となるもの・マニュアルの作成・避難訓練

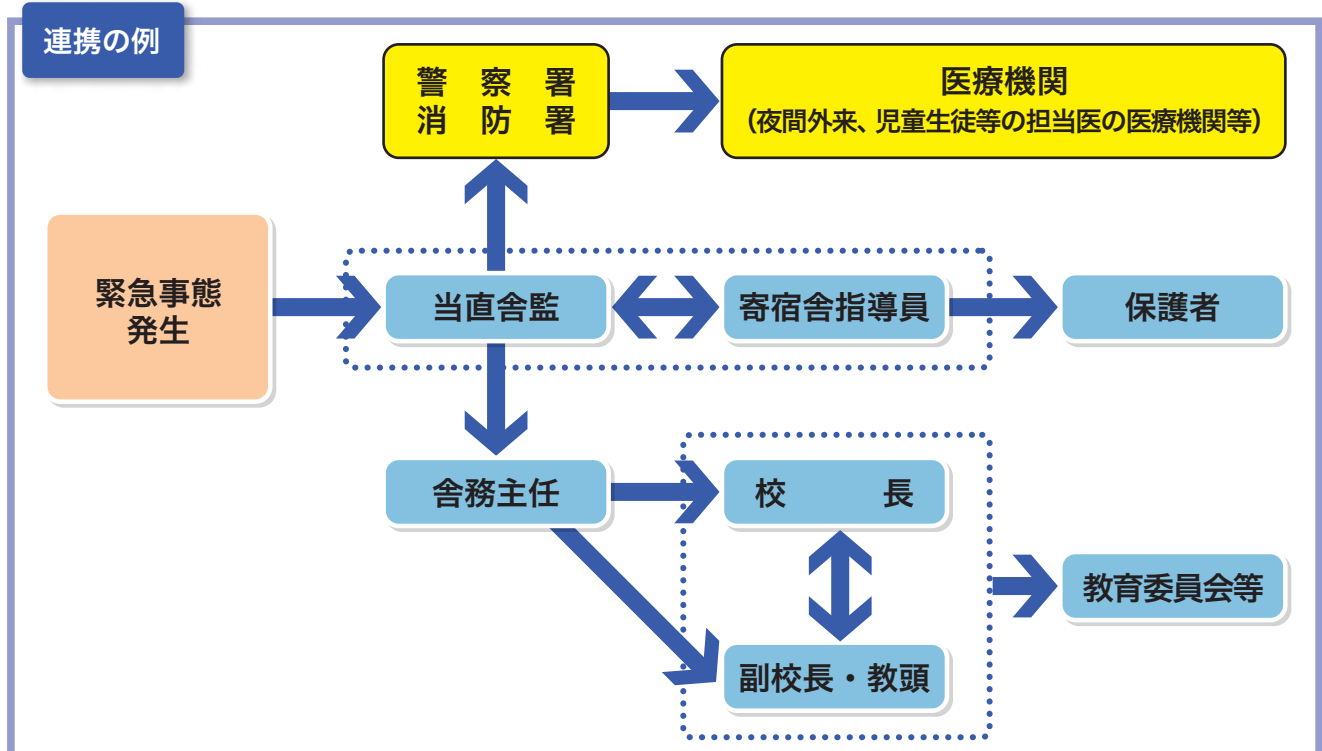
事故等は、いつ発生するか分かりません。時間帯や季節(冬であれば防寒具等)、障害のある児童生徒等については、その障害の状態によって、避難時に必要なものが異なります。日頃から、各部屋の点検や避難経路、プザーの位置、防寒具等の確認を行っておくことが必要です。

また、寄宿舎によっては自由時間に外出が許される場合もありますが、その際に不審者に遭遇して直接被害を受ける可能性もあります。

いずれにしても、外出、就寝、入浴、食事など、様々な場面を想定し、日頃から、危機管理意識を高めるとともに、学校の危機管理マニュアルと連動した寄宿舎のマニュアル等の作成や避難訓練を行うなどして、児童生徒等の安全確保、安全管理に役立てることが重要です。

3 消防・警察や地域との連携

寄宿舎のある学校は、寄宿舎での不審者対応訓練や避難訓練にも、消防・警察・地域住民に協力を要請するなど連携をしておく必要があります。



事故等発生後、速やかに児童生徒等の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要があります。

1 安否確認

事故等は、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後、さらには登下校中などを含めた活動・時間帯に発生するおそれがあり、児童生徒等の負傷の状況や安否情報を収集する必要があります。児童生徒等だけでなく教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に行う必要があります。

【安否確認の内容と教職員の対応】

安否確認については、状況別に整理しておくことが必要です。学校以外の場所に避難していることも想定し、緊急事態に迅速に情報提供してもらえるよう学校周辺の店や民家、子供110番の家等と日頃から体制を作っておくことが大切です。

また、学校からの情報発信について、情報通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設の掲示板などの活用や、事前に保護者等とルールを決めておくことも大切です。

(1) 児童生徒等が学校内にいる場合の安否確認

- 負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告します。
- 休憩時間や放課後などは、児童生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認します。
- 児童生徒等が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、子供110番の家などに避難していないかを調べます。
- 校外活動中の場合も上記のような安否確認を行い、学校に報告します。

(2) 児童生徒等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童生徒等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、子供110番の家、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。その際、教職員は被害(二次被害等も含め)に巻き込まれないように注意することが大切です。

(3) 安否情報の集約

- 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進めます。(事前に負傷者名簿を備えておくことが大切です。)
- 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請などの対応に移ります。
- 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておきます。
※災害時の安否確認については、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」も参考にしてください。

2 引渡しと待機

児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要があります。校長は、緊急の対応を実施することを全教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行います。事故等により停電で情報手段の遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切です。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要です。

(1) 引渡しの判断

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にした判断が求められます。その際、例えば右記のようなことに留意して判断することが必要になります。

事故等の発生後、安全が確保された場合でも、児童生徒等

引渡しの判断基準(例)

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫っていないか
- 引渡し保護者にも危険が及ばないか

が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引渡しをしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど、配慮が必要です。

大雨や雷等の自然災害での引渡しの判断

大雨が降っていたり、雷が鳴っていたりしている場合に下校させることは危険です。事前に気象情報や警報等の情報を速やかに収集し、危険に遭わないよう下校又は待機(避難)を判断することが大切です。

また、学校周辺だけでなく、児童生徒等の通学路の状況や公共交通機関等も踏まえて判断することも必要になります。

(2) 引渡し手順の明確化

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておくことが大切です。

例えば、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡し者を登録するなど、確実に引渡しが行えるよう、児童生徒等及び保護者と手順を確認しておきます。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認も必要です。校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認しておくことが求められます。

また、園児や障害のある児童生徒等については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行います。

※引渡しの具体的な手順については、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」も参考にしてください。



3 教育活動の継続

児童生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要があります。事故等の被害の状況によっては、校舎が使えなかったり、必要備品が揃わなかったりすることも考えられます。また、停電等により情報収集が円滑にできないことも考えられ、臨機応変な対応が求められます。

- 校舎内の安全な場所で学習スペースを確保します。校舎が使えない場合は他校を使用することも検討します。
- 事故等の発生現場等の使用は避けた校舎の使用計画を検討します。
- 養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討します。

【避難所運営との調整】

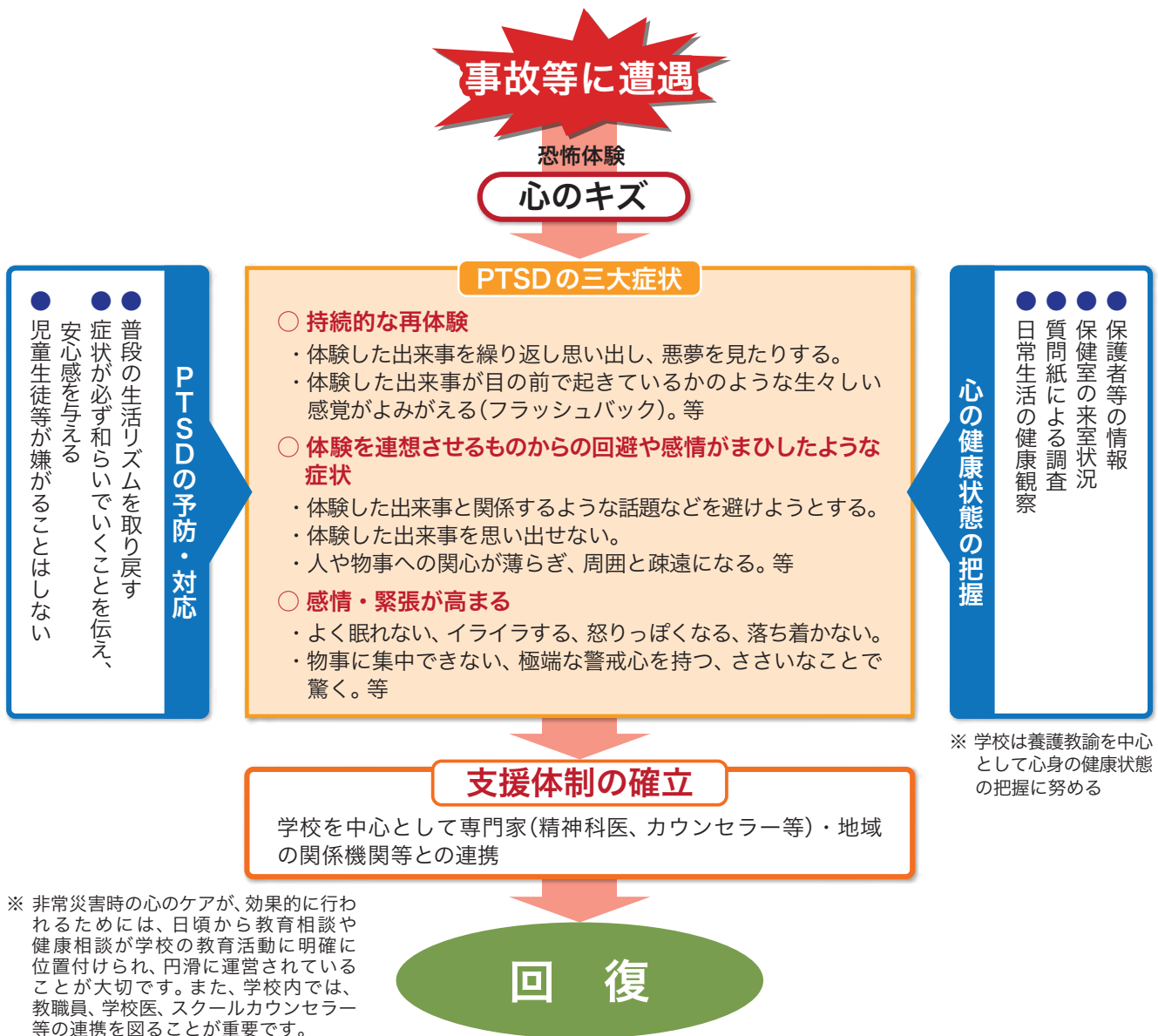
学校施設が避難所となる場合には、おおよそ右図のようなプロセス(一例)が考えられます。避難所の運営に一義的な責任を持つ各自治体の防災担当部局等と教職員が協力できる内容についてあらかじめ調整しておくとともに、運営方策を検証、整備しておくことが必要です。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切です。また、教育活動の円滑な再開を見据え、仮設トイレ等の避難所として必要なスペースの設置場所、車両の進入等の場所等の避難所としての学校施設の利用計画が十分であるかを確認しておく必要があります。

	災害状況等	避難所の状況	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震等	事故等発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	● 施設設備の安全点検 ● 開放区域の明示 ● 駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の 救助開始	避難所の開設 ↓ 避難所の管理・運営	● 名簿作成 ● 関係機関への情報伝達と収集 ● 水や食糧等の確保 ● 備蓄品の管理と仕分け、配付等 ● 衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 近隣地域等からの 救援物資等 応急危険度判定士による 安全点検	自治組織の立ち上がり ↓ 自治組織の確立	● 自治組織への協力 ● ボランティア等との調整 ● 要援護者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所機能の解消と学校機能の正常化	● 学校機能再開のための準備
		日常生活の回復	

事故等に児童生徒等が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続する場合は「急性ストレス障害(Acute Stress Disorder 通称ASD)」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder 通称PTSD)」といいます。そのため、事故等の発生直後から児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切です。なお、事故等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切です。

また、被害児童生徒等の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になることがあります。心のケアが必要になることがあります。被害児童生徒等にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切です。このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要です。

なお、心のケアが長期にわたって、必要になることがあるため、被害児童生徒等が進学や転校した場合においても心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、学校間で引継ぎ等の連携を十分に図っておくことも必要です。



4-3 調査・検証・報告・再発防止等

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められます。

「学校事故対応に関する指針」(文部科学省 平成28年3月、以下「指針」)では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめています。特に、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて危機管理マニュアルに記載してください。

「学校事故対応に関する指針」 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm)

以下には、当該指針から調査・検証・報告・再発防止等に係る部分の概要と特に留意すべき点について示します。

1 調査・検証・報告・再発防止等(学校事故対応に関する指針2-2(2)~4)

事故等発生直後の対応が終了した後、被害に遭った児童生徒等(以下「被害児童生徒等」)の保護者への対応、教育委員会等学校の設置者への報告、保護者説明会や記者会見を含む情報の公表等多くの対応が求められます。その中で、事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てます。

【1】情報の整理と保護者等への説明、対応

事故等発生直後の対応が終了した後、事故等の発生した経緯情報を整理し、保護者等へ丁寧に今後の方針を含めた説明などが必要となります。特に、保護者等への対応については、「指針」を基に事前に調査方法等のマニュアルや危機対応態勢の整備を教職員間で確認をし、共通理解を図っておくことが大切です。

- 事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておきます。
- できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行います。このとき、被害児童生徒等の保護者への対応に当たる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努めます。
- 保護者間に臆測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童生徒等以外の保護者に対しても、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行います。
- 報道機関等へは、情報を整理し適宜提供します。その際、情報の混乱を避けるため、窓口を一本化します(例えば教頭・主幹教諭等)。

【2】学校設置者等への報告、調査・検証の実施、再発防止

調査には、事実関係を整理する「基本調査」と得られた情報に基づき、事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」があります。以下は、学校設置者等への報告と調査・検証の実施、再発防止の大まかな流れを示したものです。

学校設置者等への報告・基本調査の実施

【学校の設置者への報告】

- 重篤な事故(死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等)について学校の設置者に報告します。(死亡事故については国まで報告)

【基本調査の実施】

- 基本調査は、対象となる事案の発生後速やかに着手する調査であり、事故等に至る事実関係を整理することを目的として実施するもので、基本的に学校が実施します。
 - 調査開始から3日以内をめどに関係する全ての教職員に記録用紙を配付し事故等に関する事実を記録するなど、可能な限り事実を集めます。
 - 現場に居合わせた児童生徒等に対しては、心のケアと事実関係の確認の両立を図ります。聴き取り等に際しては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて判断を行い、必ず複数の教職員で対応するとともに状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要です。
 - 整理した情報を学校の設置者に報告します。
- 被害児童生徒等の保護者への最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に実施します。

詳細調査への移行

- 詳細調査は、基本調査の内容を踏まえ、**事故等発生の原因の解明と再発防止策**のために実施するものです。
- 詳細調査への移行の判断は、保護者の意向にも十分配慮しながら、学校の設置者が判断します。
- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施します。
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明します。(調査の経緯についても適宜適切に報告)
- 調査結果は、国に提出します。

調査結果の公表・再発防止策

※2【2】(2)参照

- 調査の目標・目的に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要です。
- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価します。
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知します。

～保護者の意向を十分に踏まえた詳細調査の実施について～

詳細調査を実施するかどうかは、学校の設置者が判断するものですが、学校の設置者が事実究明に消極的であるなどの疑念を抱かれぬよう、詳細調査の実施に係る保護者の意向を丁寧に確認して判断することが重要です。

また、詳細調査は、高い専門性と公平性・中立性が求められることから、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により構成される調査委員会を設置して行うことが求められますが、調査委員の選任に当たっては、学校の設置者による恣意的な選任との疑念を抱かれぬよう、できる限り保護者と合意しておくことが必要です。この他、調査の目的・目標、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取扱い、保護者に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等、詳細調査を行う上での基本的事項については、学校の設置者のみで判断するのではなく、できる限り保護者と合意しておくことが必要です。

さらに、詳細調査の開始後も、必要に応じて保護者との意見交換の機会を設け、保護者の意見を十分に聴取しながら、調査を進めることが大切です。

2 対応の際に特に留意すべき点

【1】被災児童生徒等の保護者への継続的な支援

事故等発生時の初動の段階から、被害児童生徒等の保護者に対しては、保護者の心情に配慮した対応を行うことが大切です。

- 被害児童生徒等の保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにします。
- 被害児童生徒等の保護者は、大きなショックを受け、不安を抱えています。そのため、家庭訪問等により継続して寄り添っていく対応等が求められます。また、保護者の要望や状況に応じて信頼できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるようにします。
- 被害児童生徒等の保護者への支援は、継続的に行う必要があります。人事異動で学校又は学校の設置者の対応窓口が変わる場合も、継続的な支援が行えるよう、情報共有と引継ぎの体制を構築します。

- 事故等に遭った児童生徒等のきょうだいへのサポートは学校の大切な役割であるため、きょうだいが他校にいれば、他校と連携し、継続的なサポートを行います。
- 被害児童生徒等が死亡した場合は、被害児童生徒等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定めます。
- 葬儀が終わった後も、被害児童生徒等の保護者への関わりは継続して行い、学校との関わりを継続を求める被害児童生徒等の保護者に対しては、他の児童生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作る等の工夫をします。
- 被害児童生徒等の保護者の感情に配慮し、専門的なケアの希望が出た場合には、信頼できる専門機関等を紹介又は情報提供を行います。
- 学校は、学校の管理下で発生した児童生徒等の事故等に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明(制度に加入していない場合を除く)します。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する必要があります。また、被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明することが大切です*。

【2】学校設置者（教育委員会等）が行うべき対応

(1) 学校への積極的支援

学校に緊急の事態が生じ、保護者や地域住民に対する説明、関係機関との連絡調整、報道機関への対応等が必要な場合には、学校設置者が直接対応するなどの支援を行うとともに、学校に教育委員会の職員を派遣する方法により学校を積極的に支援するよう努めます。

事故等の発生後の補償問題や、児童生徒等の安全管理、保健衛生、施設管理など専門的な知識に基づく対応が必要な事項に関して、学校を支援する体制の整備に努めます。

重大事故に関しては、学校へ詳しい調査を求め、詳細に調査が必要な場合は、学校設置者が指導します。

(2) 詳細調査の実施・調査結果の公表、再発防止策の策定と実施

- 詳細調査は、学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施します。
- 調査の実施主体が、詳細調査の後、調査報告書の公表を行います。学校又は学校の設置者は、当該報告書の提言を受けて、当該校の教職員や同地域の学校の教職員間等で報告書の内容について共通理解を図るなどし、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価します。その際、その求めに応じて、都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県等担当課は所轄の学校に対して必要な支援・助言を行います。
- また、学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践するよう努めます。
- 調査委員会から調査結果の報告を受けた学校の設置者は、公立学校における市区町村立学校(指定都市立学校を除く。)の場合は、都道府県教育委員会に報告書を提出し、都道府県教育委員会は国にも報告書を提出します。国立学校の場合は、学校の設置者は国にも報告書を提出します。私立・株式会社立学校の場合は、学校の設置者が調査の実施主体となった場合は、都道府県等担当課に報告書を提出し、都道府県等担当課は国にも報告書を提出します。

※災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者等に対して、医療費(医療保険並の療養に要する費用の額の4/10)、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。

災害共済給付の請求を行う際の事故等の状況の記載には、基本調査等の記録を活用することができます。

あとがき

安全な学校生活を確保することは、児童生徒等はもちろん、保護者、教職員、地域住民全ての人々の願いです。しかし、私たちが脅かす数々の危険が依然身近に存在し、児童生徒等が被害者となる痛ましい事件・事故がその後も繰り返し発生しています。犯罪、交通事故、スポーツ事故、自然災害からアレルギー疾患などの健康問題まで、園・学校や児童生徒等を取り巻く危険は多岐にわたっています。そのような中、平成21年4月に施行された学校保健安全法によって学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定が学校に義務付けられるなど学校安全の取組が推進されてきました。

今回、近年の園・学校や地域における学校安全・危機管理に関する様々な取組やその成果を生かし、さらに現代的な諸課題を取り上げ、新たに「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を発行することになりました。事件・事故の防止はもちろん、万が一事件・事故が発生した場合に適切に対応できるための指針が示されています。各学校では地域の実情を踏まえて、本資料を参考にして独自のマニュアルを作成して、児童生徒等の命や学校の安全を守るための取組を進めていただきたいと思います。

平成30年2月 委員長 渡邊正樹

この手引は、学校が対応すべき様々な事故等の代表的なものについて、考え方を示したものです。事故等に関する対応は、新たな情報が随時更新されるため、本手引のみにとらわれず、事案に応じて関係機関から発信される最新の情報を取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映してください。また、本手引についても、随時情報を更新しますので、文部科学省の学校安全ポータルサイトを参照してください。

【学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」】
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>



平成29年文部科学省委託事業「学校安全資料作成のための調査研究事業」学校安全資料作成会議

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」作成協力者

(平成30年2月現在)◎……委員長

五十嵐 俊子／東京都町田市立町田第五小学校長
伊藤 雅幸／栃木県教育委員会学校教育課指導主事(副主幹)
井上 克徳／警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐
遠藤 貞悟／宮城県石巻市立河北中学校教頭
小川 和久／東北工業大学教職課程センター教授
桶田 ゆかり／東京都文京区立第一幼稚園長
金井 哲也／山梨県教育庁スポーツ健康課指導主事
木宮 敬信／常葉大学教育学部准教授

佐々木 靖／大阪教育大学附属池田小学校長
寺本 充／公益社団法人日本PTA全国協議会特任業務執行理事
長岡 佳孝／山形県天童市立天童中部小学校長
西田 佳史／国立研究開発法人産業技術総合研究所首席研究員
武者 春樹／聖マリアンナ医科大学名誉教授
村上 佳司／國學院大學人間開発学部教授
安武 正太郎／東京都教育庁総務部総務課障害者雇用支援員
◎ 渡邊 正樹／東京学芸大学教育学部教授

*本資料は、文部科学省が独立行政法人日本スポーツ振興センターに委託し、作成したものです。

*本資料の編集については、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて担当しました。

学校の危機管理マニュアル作成の手引

MEXT番号 2-1801

平成30年2月初版

著作権所有  文部科学省

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-5253-4111

発行 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部  日本スポーツ振興センター

